

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 91. DÉCEMBRE 1895.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大
日
本
監
獄
協
會
雜
誌

第九拾壹號

明治廿一年五月刊

明
治
廿
一
年
五
月

本月一回發行

第
十
二
月
刊
行

大日本監獄協會雜誌第九十一號目次

○大日本監獄協會雜誌本年分目次

○廿八年之終刊	一
○古今の試述者に關する精神醫學的研究 岡田朝太郎	三
○看守の宿料 北海道の看守特別採用 證據物件の運搬費 惡患費支出の目的 監獄傭人の療治法に就きて 北海道に滿期の徒流刑四〇額に刃傷罪を増せり 通聖の方法 巡閱一東 落葉片々 看守の規程	九
○大日本監獄協會第六回常集會議事筆記	一七
○佛國巴里列國監獄會議事要錄 加地鈔太郎譯	二二
○第五回巴里監獄萬國會議事第二部監獄問 題に就き提出せられたる意見書(五件) 大和居士譯	二九
○海外通信 一件	三四
○質疑應答	三五
○實錄八件	三六
○監署二十三件	四〇
○看守反省錄 別天生の看守養生記を讀みて所感を述ぶ 看守押丁諸君に告ぐ 看守俸給額の改正を望む 在監人の食料及品種は成るべく一定すべし 獄事を改良せんと欲するには同僚の親睦なるを要す 看守部長の徽章に付きて 授業手の待遇に就きて 遇因上に就きて 別房留置者に付きて 夢飯は必挽割烹となすべし 看守監獄は數ふるに足らずとするか 辨妄一言 勇氣と粗暴と 看守諸君に一言す 〇又々看守服制の改正を望む 〇已決囚徒の犯行為一問を論ず	四〇
○官報	五七
○獄事法令	五八

謹告

●來廿九年一月發行の本會雜誌附錄として本邦監獄官の職員録を製し監獄に關係ある吏員は内務大臣、次官、警保局長、全監獄課員、廳府縣監獄の吏員は勿論、感化院及保護院の役員に至る迄一切網羅して讀者の參考に供し度就いては御繁務中恐縮の至に候へ共本年十二月廿八日の現在を豫て典獄へ宛て御回送致置候用紙へ御書込の上來一月十日迄に到達仕候様御送附相願度候又族籍の處へは何縣士平と御書入被下度候

●右用紙を以て直に原稿と爲す筈に付乍御手數字体鮮明に楷書を以て御書認め願上候

●一府縣にても御送付無之ときは全部の完了を期すること能はず候間何卒務めて御送付の程願上候

●從來維持會員へ御加入相成り居候諸君は成る可く速く御通報の勞を煩し度証狀贈呈方に就き大に遅延致候間此の段廣告候也

大日本監獄協會

大日本監獄協會雜誌本年分目次

自第八十號至九十一號

●懸賞文

◎教誨をして有効ならしむる方法如何 二等三等 (第八十號)

●論說

◎新年の評 (第八十號)

◎歲端の所感 (同)

◎二十七年の監獄歴史 佐野 尙 (同)

◎定役論 狹介 生 稱 (第八十一號)

◎萬國監獄會議委員は誰ぞ 風 越 生 (同)

◎送小河君之歐洲辭 小野田 元 澤 達 (第八十二號)

◎萬國監獄會議の歴史 別 天 生 (自第八十二號
至第八十四號)

◎小河君其れ逃げ矣 (第八十二號)

◎近來の二問題 風 越 生 (同)

◎大日本監獄協會第六回常集會 (同)

◎會長石澤謙吾君挨拶 狹 介 (自第八十二號
至第八十四號)

◎犯罪の増加及其の觀察 狹 介 生 (第八十三號)

◎治獄の改善を期せんませば要路者の監獄思想を擴充し國法學者に治

獄の要を學ばしむるを要す 臥牛 樓 生 (第八十三號)

◎故下間風城師 (同)

◎典獄協議會の區域を改めて置殿の下に會せしむべし 佐野 尙 (第八十四號)

◎新占領地の監獄 (同)

◎井龜望天の士を刺る 松 滴 散 人 (第八十五號)

◎所感 法 海 生 (同)

◎春朝法師の傳を讀みて感あり 臥牛 樓 生 (同)

◎集治監假留監官制改正の發布に就きて (第八十六號)

◎集治監典獄の特別任用法 (同)

◎監獄衛生 (同)

◎小野田警保局長閣下の北海行 (第八十七號)

◎送石澤典獄 (同)

◎實務所感 (同)

◎看守の養成 別 天 生 (第八十八號)

◎秋水 (同)

◎讀書 (同)

◎監獄内部の觀察 別 天 生 (第八十九號)

◎我國の監獄に果して進歩せるか 異 山 生 (同)

◎典獄の懲戒 (同)

古今の賦逆者に関する精神醫學的研究

岡田朝太郎 (自第九十號至第九十一號)

獄務の統一 龍運生稿 (第九十號)

廿八年の終刊 (第九十一號)

講義

看守服務法 別天 生 (自第八十號至第八十二號)

雜錄

看守の調授に就きて 徒刑囚の増加 差入の臥具 作業表の實用 刑事被告人の作業 看守の苦情 議會の質問 拘留刑の執行 私立感化院の徒刑囚押送途中逃亡せし場合に就きて 放免時の遅延 囚徒の沐浴 在監人の處置 以上第八十號

受持看守の報告 施行細則第三十二條に就きて 死亡者の墓標 在監人書信表紙の記載方 處罰執行に就きて 監獄の藥劑 保管金人別簿 分房の解 押送囚の行狀視察 破獄逃走のなき監獄に監房検査粗漏なり 門衛看守 身分帳表紙の終結 看守休暇概則の追加 控訴金免除の建議案 警察署留置場に於ける名簿原簿 本會々員中女監取締甚少なし 監獄課員榎木原内務屬 不正不長信書の下付 萬國監獄會議委員 (以上第八十一號)

北海道の新築集治監 新設の分監長 徒流刑囚の押送 行狀表の改正 囚徒給與工錢の費途 監獄醫の俸給 囚人懲治人に實印の差入を

就きて 典獄の監獄支署巡視 服制改正談 病監の構造に就きて 虎列拉病の豫防 日々新聞の記事に就きて 警部長と典獄との協議會 賞譽表の記載 賞表授與の式に就きて 佛國監獄局長より送付の書籍 死刑執行の志願者 看守手帖の検査に就きて 議らず相侵す 服開衣に就きて 九州典獄協議會 東北典獄協議會に望む 萬國監獄會議派遣委員小河氏通信 (以上第八十五號)

北海道集治監 警視廳典獄の特別任用 集治監典獄特別任用令 集治監の位置名稱 在監人の臥具 御紋章并勅語文のある書籍に就きて 警察署の監獄事務 監獄課長の新任 北海道集治監の引継事務調査 看守の訓授 刑事被告人の敬禮 工場看守の注意 監獄構内に物品を放置する勿れ 身分帳中視察表の記入 新入室放免房 看守長の教習方 懲罰の判定に就きて 科理工錢の調査 佛國監獄協會幹事イザ井エール氏來簡 英國ホルルド協會幹事タラック氏來簡 九州典獄協會會議決案 自第八十六號 萬國監獄會議派遣委員小河氏通信 (以上第八十六號)

警保局長の出發 石澤典獄の出發 石澤典獄への寄贈 後任の長屋 典獄 典獄の交迭に就きて 電氣死刑の絞架の修理 監獄の庭園 監獄官吏の配置 監獄に小學校に非ず 許可すべからざる差入物 科控外給與錢の濫與 囚人逃走に就きて 禁遏信書の告知 禁遏信書の不

下付 被服及雜具の保管 看守俸給の詳令 有賞表者の處罰に妨礙な

許さる 看守奉威中の過失に就きて 身分帳設置 教師の事務 監守の威嚴 書記監守長の巡回 典獄議會の決議に就きて 監獄の交迭 監獄課長の後任 醫師教師の協議會 萬國幼兒保護會議の加盟 過去の囚人忠男の名譽を全くす 小河君の出發 小河真木兩氏の爲め祖鑑を振る (以上第八十二號)

女監取締及押丁の俸給支給方 萬國監獄會議の開設期 同會への參考として小河氏へ寄贈せられたる物品 兎漢小田豊太郎 小監獄の廢止 大監獄の分割 警察署留置人の費用區分 本會より萬國監獄會議へ提出せる書類に就きて 右書類の贈呈に就きて 東京三池兩集治監の靈兵引揚 扣訴人にして別房留置となりしもの費用 再監獄醫及教師の會同に就きて 女監取締の被服 監獄の建築 監獄服 警保局監獄課長又々交迭す 萬國監獄會議派遣委員小河氏通信 (以上第八十三號)

假出獄調に就きて一言す 假出獄稟申書の体裁 行狀表の貯蓄工錢 同科程の日數 三ヶ所の典獄會議 監獄書記以下職務分掌例 休憩時間の書籍看護 軍法會議處斷囚の收監 軍法會議處斷囚を他の監獄に拘禁せしめざるの費用 押丁減員に就きて 瘋癲病の依托に嚴禁たるべし 北海道集治監の看守 監獄建築標準 坪井監獄課員 有松書記官 一片の飛書 萬國監獄會議よりの通知 (以上第八十四號)

大日本監獄醫會の決議 出納官吏の手許保管金 監獄改築の稟申にるべし 北海道集治監改正の一着手 評同出獄人保護會社の擴張 旬々片々 石澤兩山典獄留送別の景況并に演說速記 東北典獄協議會決議案 萬國監獄派遣委員小河氏通信 佐野尚氏への書狀 感謝狀につきて 寄附諸君に白す 佛國巴里列國監獄會議編制委員會副總裁アオフレル、ルセル氏來翰 (以上第八十七號)

北海道より送還する放免囚に就きて 炊所の清潔 監房の便所 女の頭髪を洗はしむべし 調治簿の調理 身分帳綴續書類 贖置表の記入方 作業表にて科程を昇降すべし 監房閉鎖の點檢に就きて 晝夜勤看守の引繼 看守に成るべく官舎に住居せしむべし 賞表の附着に就きて 女囚の股引 毎度ながら 刑事被告人の滯獄調 萬國會議へ提出の書類 小野田警保局長 坪井印南監獄課員 奈良縣典獄 佐野尚氏の監獄視覽 蒸葉片々 萬國監獄會議派遣委員小河氏より小野田警保局長への通信 同石澤典獄への通信 内務省監獄課員への通信 (以上第八十八號)

警保局長の復命書 階級法に就きて 繁文省略 監獄の農場 味噌 醬油の醸造 在監人の減少に就きて 在監人減少に就き看守の休職 刑期計算は檢事の職務ならん 看守採用規則の改正 新に採用したる看守の特別俸 囚徒の含嗽及洗足 雨天の滯房 放免層簿の記入に就きて 未丁年者の區分 豫算編成 再び服制に就きて 奈良縣典獄 坪井課員 本會維持會員の章 落葉片々 萬國監獄會議派遣委員小河

氏通信 (以上第八十九號)

◎十級格以下の看守長◎曾看守長看守副長たりし者の看守に採用方◎
遺体解剖に就きて◎身分帳申行状表工錢の記入方◎携帶乳兒への差入
◎看守採用規則改正せらる◎採用規則改正に就きては教習生を定員外
となすべし◎速査俸給増加の説に就きて◎警察留置場に就きて◎携帶
乳兒◎悪疫流行豫防の爲め病者を戒す◎云ふ◎擊劍會として他縣への
出張◎浦課長◎山口縣監獄の巡閱◎落葉片々◎本會より巴里萬國監獄
會議へ呈出したる書冊◎本會特別會員清浦氏へ小河氏よりの通信◎本
會特別會員清浦氏へ獨逸モロビツト分房監獄典獄博士クロー子氏よりの
書冊◎本會特別會員清浦氏へ緬甸監獄協會よりの通信
(以上第九十號)

◎看守の宿料◎北海道の看守特別採用◎証據物件の運搬費◎慈善費支
出の目的◎監獄傭人の療治科に就きて◎北海道にて滿期の徒流刑囚◎
領に及偽罪を増せり◎通報の方法◎巡閱一東◎落葉片々◎看守の規
範◎大日本監獄協會第六回常集會議事筆記 (以上第九十一號)

質疑應答

◎第七十九號の質疑に答ふ◎質疑 (以上第八十號)
◎質疑應答六件 (以上第八十一號)
◎第七十九號の質疑に答へたる天橋立人に一言す◎第八十號鈴木幸太
郎君の質疑に答ふ◎第八十一號中蛙君の質疑に答ふ◎第八十二號天

橋立人君の提出の質疑に答ふ外二件◎質疑四件(以上第八十二號)

◎第八十一號中蛙君の質疑に答ふ◎第八十一號天橋立人氏の質疑二
間に答ふ◎第八十一號在大坂洋々散土の質疑に答ふ◎第八十二號京都
不識庵君の質疑に答ふ◎第八十二號南海鈍夫君の質疑に答ふ◎大坂南
海鈍夫の質問に答へん◎扶桑子の質疑に答ふ◎第八十二號北村氏の質
疑に答ふ◎刑の期滿免除に付高教を乞ふ◎質疑一問
(以上第八十三號)

◎第七十八號の質疑に自答す◎第八十二號の北村君の質疑に答ふ◎第
八十三號山下氏の質疑に答ふ◎同上七答◎第八十三號大坂河村近助君
の質疑に答ふ◎同上二答◎質疑七問◎監獄警務上の質疑
(以上第八十四號)

◎質疑應答十數件 (以上第八十五號)
◎質疑應答二十五件 (以上第八十六號)
◎質疑應答二十九件 (以上第八十七號)
◎質疑應答二十六件 (以上第八十八號)
◎質疑應答四十六件 (以上第八十九號)
◎質疑十二件◎應答六十四件 (以上第九十號)
◎質疑八件◎應答二十三件 (以上第九十一號)

翻譯

◎監獄制度論(藤香生譯) (以上第八十號)

◎佛國控訴院判事ヅニエル氏が同國監獄協會常集會場にて爲せる長
期刊及其の執行法に依る調査の報告(大和居士譯)

◎刑罰制度の進歩(藤香生譯) (以上第八十二號)

◎囚徒用新聞紙(大和居士譯) (以上第八十四號)

◎流刑囚徒の手工(大和居士譯) (以上第八十五號)

◎特異の監獄◎流刑囚徒に土地の讓渡 (第八十八號)

◎巴里第五回列國監獄會議事録(加地鈔太郎譯) (自第九十號)

◎全萬國監獄會議の景況 (第九十一號)

◎第五回巴里監獄萬國會議第二部監獄問題に就き提出せられたる意見
書五件(大和居士譯) (第九十一號)

寄書

◎刑罰と監獄◎看守服制は人物改良の後にすべし◎看守諸君に一言
す (以上第九十號)

◎教範者に職業証明書を與ふるの利益外五件◎監獄教諭を論ず◎監獄
教諭に就きて◎個人教諭に就きて◎大日本監獄協會雜誌に寄む◎典獄
の速観◎石川島元且◎受倍の制限に就きて◎監獄則第三十二條第二項
囚人看讀書籍に就きて (以上第八十一號)

◎京都府に集會する監獄警務氏に屬望す (以上第八十二號)

(以上第八十二號)

◎入浴の度數の時間に就きて◎司獄官吏は宜しく其の分に安すべし◎
看守諸君に一言す◎當局者に一言す◎本會に對する希望◎看守は自尊
自重すべし◎看守採用法を濫りにするの弊害を論ず◎監獄制度の改良
を望む◎看守勤務時限規定の發布を望む◎疑点八束◎土居臥牛生に忠
告す (以上第八十三號)

◎再び晝夜分勤法の不可なるを絶時す◎處罰因に書籍を看讀せしむる
の利害如何◎兩都東重警氏の論說を讀む◎監獄協會に寄す◎刑罰の効
力に就きて◎看守押丁をして完全なる服裝せしむべし
(以上第八十四號)

◎監獄に於ける疥癬及其の療法に就きて◎處刑因に書籍看讀を許すの
可否如何に就き大塚氏の説を賛成す◎相愛數件◎希望數束◎教諭室に
奉揚する阿彌陀如來の畫像の撤去を希望す◎監獄の會計◎晝夜服務
法を望む◎看守諸君に一言す◎何を官紀と云ふ◎金谷春樹君の詩を
讀む (以上第八十五號)

◎女監取締の養成に就きて◎女囚の管理に就きて◎鐵心狂士の看守勤
務法説を賛成す◎眞正なる監獄改良◎看守採用を説きて其の養成法に
及ぶ (以上第八十六號)

◎計算表説明◎再び人物精檢の一策◎監獄道入君に反省を求む◎監獄
は最終の教育所◎自情樂童子の佛像撤去に付一言す◎蟻穴は千次の堤
◎治獄改良上悲しむべき現象◎感化院設立は我國今日の最大急務◎監

獄衛生を望む◎暴徒を豫防するには工場の改造を要す

(以上第八十七號)

◎死亡比較に就きて◎價值と品位と◎看守諸君に一言す◎看守の勤務法に就きて

(以上第八十八號)

◎清國より來輪◎被護者資格に就きて◎女監の革新◎所感一東◎看守服務法につき◎看守人員に就きて◎家屋破壊の源因併て獄舎構造の堅牢なるを説く◎再犯因以上の特別取扱に就きて◎卑見三東◎會員諸君衛生の必要なるを論ず◎出獄者保護の一策◎某監獄の注意周到◎封建時世の刑罪法◎在大分監獄協會員某に答ふ◎孤立居士に物申さん

◎雲突生君の愚言を謝す

(以上第八十九號)

◎各地監獄の非點を數ふ◎饑心狂士に一針す◎巡查看守待遇法に就きての遺憾◎監獄の建築◎實務所感◎自情樂童子君の所論に就きて◎別天生の所論に就きて◎威嚴を擧ぐるの一要素◎看守の濁浪に就きて◎看守の任務◎女囚の頭髪を洗滌せしめ梳束には一定の元給を給與せよ

◎如何にせば犯罪人を減少せしむべきか◎東道

(以上第九十號)

◎看守反省録◎別天生の看守養生説を讀みて所感を述ぶ◎看守押丁諸君に告ぐ◎看守俸給額の改正を望む◎在監人の食料及品種は成るべく一定すべし◎獄事を改良せんと欲するには同僚の親睦なるを要す◎看守部長の職草に付きて◎授業手の待遇に就き又◎過因上に就きて◎別

房留置者に付きて◎參飯は必換割烹となすべき事◎監獄は數ふるに足らずとするか◎辨妄一言◎勇氣と粗暴と◎看守諸君に一言す◎又々看守服制の改正を望む◎已決囚徒の犯行爲一問を論ず

(以上第九十一號)



明治廿八年

總目次

大日本監獄協會雜誌第九拾壹號

明治二十八年十二月

論 説

廿八年の終刊

烏兔匆々、逝く水の如く、一たび去りて、復、還らず、その運行の速なること

梅散つて蚊蠅をたゞめば師走かな

本年も、亦、云に暮れなんとす、悵然往事を追懐すれば、轉、人をして、感慨措く能はさらしむるものあり、抑、昨廿七年の歳終、筆を本誌上に擱くに當りてや、今年の嗟嘆は、須く明年好望の地と、化しなんよとを期して、いしくも、本年に望みを屬したりしに、本年も、亦、躑躅逡巡の間に、何時しか推移し、其の抱負せる所、多くは、水泡と化し去りて、今昔相同じき、嗟嘆の淵に淪みしこそ、是非なけれ、年々歳

々、人相同じからず、歳々年々、嘆相同じ、嗚呼、此の嗟嘆、其の基づく所、年か、將、人か、孰れの日にか、之を好望の彼岸に、達せしむるの期あらん然れども、眼を轉じて、泛く社會の狀勢を、觀察し來たれば、他に、尙、大々の嗟嘆のあるありて存す、本年は、寔に、萬般の事業、皆、非を免れざるの年なるべし、されば、吾人は、本年に於て、滿腔の希望、悉、充實せざるを嘆ずるを欲せず、何とならば、之を嘆ずるは、恰、飽者に食を進むるが如きの、譏あるを免れさればなり、唯、吾人は、往事を喟々して、死兒の齡を算ふるの痴を休め、心を強うして、聊、我希望の達したるものあるを顧みて、神意を慰むるあらんのみ

先、本年に於ける、我監獄業務中、無上の好果を得たるものは、萬國監獄會議委員派遣の事とす、此の擧たる、振古未曾有の、一大快事にして、遠く我聲譽を、歐米に聘せ、文明諸國と、比肩同歩するの好機を、得たるものなれば、之に依りて、益、斯道の進運を、促成するを得べし、次に、好果を得たるものは、北海道集治監官制の改正と、集治監典獄特別任用令と、之なり、集治監官制改正の結果は、大に其の面目を刷新し、物議の府たりし集治監の基礎を、定むるを得、任用令の設定は、有爲達才の士を、擧ぐるの途

を發きたり、其の他、看守宿料の給與、看守採用規則の改正等、皆、幾多改善の實を奏したるもの、亦、少なからず、又、以て快と稱すに足れり
今や、戦後の救済、軍備擴張の急要、眼前に迫り、他の事物は、勢、漸進の策を執らざるを得ず、此の期に際しては、唯、一定の針路を變せず、毅然確然、動かざるの大志を抱きて、時勢に伴ひ、緩急宜しきを計り、外は孜々として、斯道の進運に盡瘁し、内は徐々として、浩々の氣を養ひ、他日雄飛の素を、育成するに在るのみ、特に明年にありては、派遣委員の、最新なる好土産のあるれば、時に望みて、廣くこれを利用し、會員諸君と共に、不撓不屈、以て大に經營する所あらんとす、聊、所感を記して、年を送るの詞となし、一陽來復の期を俟ち、筆を洗ひて、更に會員諸君に見えんとす、茲に謹みて、會員諸君の萬福越年を祈る

●古今の弒逆者に關する精神醫學的研究 (承前)

エ レ ジ 氏 原著

岡田朝太郎 識

特別會員法學士
法科大學助教授

真正弒逆者の中に就きても、復、一の重要な區別を、立てざるを得ざるなり

真正弒逆者の中にも、亦、純然たる精神病者なきにあらず、例せば、マルガレ、ニコルソン。アスバジ、ミジュリのアンヌ、ネール。ロデリック、マクレアンの如き、是なり○マルガレ、ニコルソンが、千七百八十六年に、(英王)シオルジュ三世を要撃するに至れるは、其の王冠渠に屬し、之を返還せざるに於ては、百代の間、英國の天地に、血の雨を断たざるべしとの考に出で、全、誇大妄想を有する發狂者たり○アスバジ、ミジュリ、又月十九日に至る(一個月)第一日に、下院議員フェロ氏を刺し、尙、靴の踵を以て、落命するに至らしめ、進んで、カンブラ。ポアッシ、ダングラ兩氏にも、同一の不幸を加へんとせり、後、狂女として、サルベトリニル病院(巴里府オルレアン停車場附近の一大病院にして、老婦、不具の婦女、狂女を収容す)に、投せられ、其處にて、病没し○アンヌ、チール(同じく婦女)は、財産上の損失を憂へて、發狂し、其の損失を、大統領ジョンソンの罪に歸して、復讐の爲めに、氏を害せんとし○ロデリック、マクレアンが、千八百八十二年三月二日、ヴィクトリア女帝に、短銃を發射したるは、英人が、己の讐敵なり、英人は、己を困らしめんとて、帝に綠色の物品を運べり、病院の入るの免許を、不當に拒めりとの理由なり

此等の者は、偶、弒逆の事を行ふと雖も、其の實、純然たる狂者たるに過ぎざるを以て、其の中には、幻覺に驅られたるもの、無意識衝動に制せられたる者等、輕きは、單純精神病者より、重きは、癲癇狂に至るまで、各種の精神病者ある可し

各種の精神病者あるべしと雖も、疾病の体様、所爲の原因、何れも、別段の特色あるにあらず、疾病性行爲が、

偶、君王若しくは、時の名士の身上に、及びたるの故を以て、其の名を喧傳するの外、醫學上より觀ては、格段の興味ある患者にあらざるなり

所謂弒逆者といふ一類を成し、特に、研究する價あるは、斯の如き者の謂にあらず、刑事人類學の術語を襲用せば、生來的弒逆者(Régicides-nés)若しくは、稟質的弒逆者(Hégitides de temperament)と云ふを得べく、彼此比照して、生活に、舉動に、昔時の者と、今日の者と、一点の差あるを見ず、之を究むれば、究むるに従つて、全、同一の系統を有し、モレル氏の至言に謂ふ所の、病理的兄弟たるべき、純粹の弒逆者なりとす、今より、此の種の者に對する、臨床的、法醫學的の管見を概論せん

弒逆者に就きて、第一に注目すべきは、其の精神の、全、健全なるにもあらず、全、錯乱したるにもあざざる点、是なり、病理上の階級を云は、其の間、多少程度を、異にしたる者なきにあらずと雖も、一括して、彼の徒は、狂者と健人との、中間に位する者と、云ふを得べし、古は、此の種の者に附するに、智性狂、(fous incitels)又は理性狂(fous raisonnans)の稱を以てし、今日は、之を名づけて、變調者、(Désarmoniques)又は變質者(Déséquilibre)と云ひて可なり、多くは、遺傳上の缺落、叡智上、体格上の不備、各種感覺の不和を有し、十の八九は、顯著なる覺感脱失、痛覺脱失あると同時に、過度なる精神上の感覺を有し、空想的の氣質に、衝動性の傾向を兼ね、加ふるに、叡智は、或點まで、惛發なる皮相あるに似ず、實は尋常態を失し、之を誘導する者あるに際しては、到底之に抗拒する能力なき、所謂平均を衰失したるの、特性あるものなり

弒逆者の過半が、疾病ある家に生まれ、遺傳上變質し、判明なる証候を現じ、叡智の平均を缺きたる者に、屬するの証左は、一々之を枚舉するに暇あらず、ギトオ、及、ヒレローを、適例とす、其の外、幼時に、多病虛弱

なる者、多數を占め、中には、亦、既往に判然たる神經病、若しくは、精神病の前駆症を有するものなきにあらざるなり、二三を引証せん○ロヤック、クレマンは、無學、粗暴、横肆なる少年にして、過度に信神し、遂には、真正の幻覺に支配されしこと、後に見ゆ○ジャン、シャアテルは、憂鬱なる性質を有し、幼より、妄信性、戀愛性、衝動性の汚行に感溺せり○ラバイアックは、背高く、四肢健大に、目正しからず、毛髮暗褐色にして、クレマン同然、幻覺を有する鬱憂性沈黙家なりきといふ、當時の歴史家マツチウ氏、其の著、佛國史逸事第十五卷、アンリ四世變死の條下に、緊を叙すると、下の如し、曰はく、ラバイアック、或時、フアイアン宗(十六世の頃に起り、帽を頂かず、履を着けず、板の上に眠る等の法則を、嚴守せる宗派にして、神聖同盟の乱に與りて、大に力ありしもの)の僧に謁し、去るに及びて、著しく、精神の衰弱するを覺えたることありと、其の後、彼の旅宿の主人の、余に譚れる所に依れば、爾來精神、全、錯乱して、偶、新教の事を、口にする者ある時は、忽、暴怒せり、心、常に驚駭し、動搖し、妄信し、總ての印象を、取受せりといふ、幾干もなく、郷里に飯り、人命を害したるの故を以て、獄に繋かる、事一年、王宮にては、不良の行をなし、寺院に在る間は、發狂し、獄に下つて後は、全、失望の体に陥り、幻覺又は夢に襲はれたり云々○ダミアンは、ヴォルテル氏の言に依れば、其の性、極めて饒黙、熱心、大膽にして、常に狂者の態を帯び、其の稟質、多血なると同時に、憂鬱なるが爲めに、忽にして、劇甚なる怒を發するに至れり、時々血液腦裡を侵して、輕からざる腦病に苦しみ、其の際、覺官を和げ、理性の常を復せんとて、多量の血液を、抽出したると、少なからず、現に、犯行の前日に在りても、醫師を迎へて、血液を射出せしめたる所に於て、法廷にて、自、云はく、若、先に、尙、幾分の惡血を放捨せしめたらんには、恐く王を害するに、至らざりしならん、確信する旨を、答へたるよし云云○ラ、チラは、彼のヌ

タアブと同じく、ナポレオン一世の、此の世に在るを、憤慨したる者なるが、幼より、屢、痙攣を起したる事ありて、千八百三十三年、巴里版デスマン氏著、歴史考証を徵するに、其の治術過度に亘り、遂には、精神變調し、ナポレオンを弑せんとしたる後、捕縛さる、事二回、放免さる、事二回、セーヌ河に入水し、人に救はれて、千八百十五年八月五日 *Charité* 病院(慈善病院の義、巴里にあり)に送られ、數日を出でずして、弛張性不整神經炎 (*Nerve ataxique lente herveux*) の爲めに、瘡れたるは、人の知る所なり○カル、サンは、鬱憂性變化ありて、自殺を企てたると、前後數回、夫のリンコロン。ノビリング。ベルジェル。オーベルチン諸氏に加害せし、アリボ、及、ジョン、ウィルクス、ブリス等の、何れも自殺者の子にして、己も、亦、發揚に依つて、知るき異風を帯びたると、其の類を同じうす○ヒレロの如きは、一層疾病の血統を有し、バゼス氏を暗殺せんとしたる事件の後、之を診察したる醫士の言に、大動脈瓣不全閉鎖 (*Institution aortique*) を有し、左腕痙攣せりと、ラ、チラの如く、幼より痙攣の發作あり、長ずるに及びて、屢、左半身に係る、不全麻痺肢 (*Membre paralytique*) に、痙攣襲撃を受け、次第に、傳播して、喪神するには至らざりしも、遂には、所謂ジャクソン氏癲癇(局處癲癇)に陥れりと、千八百八十九年三月二十九日、發行實驗醫學(書名)に、エスクュデル氏の言に見ゆ右に列擧すると、位置を同じうする事實にして、更に、爰に特筆すべきものあり、凡、變質者の精神障礙に係る不慮の事は、幼時に發するを、其の主徴の一とす、名ある弑逆者を見るに、一二例外ありと雖も、多數は、加害の當時、其の年齢三十を超えず、甚しきは、二十才に滿たざるものあり、左の如し、○バルタザル、ワニラルは、二十六才○シヤック、クレマンは、二十五才○ピエル、バリエルは、二十七才○ジャン、シャアテルは、十八才○シヤル、リヂタクは、二十八才○エーメ、セシル、レノールは、二十才○カルロト、コルデは、二十五才○フ

レド、スタアブは、十八才六ヶ月〇ラ、サラは、十八才〇カル、ナンは、二十五才〇ルウベルは、三十七才〇アリボは、二十六才〇ムニエは、二十三才〇ヴェルヨエルは、三十才〇マヨン、ウィルクス、ブリスは、二十七才〇マックス、エデルは、二十一才〇ノピリングは、三十五才〇バッサナントは、二十八才〇ギトオは、四十才〇ヒロロ(不明)〇カポラリは、三十一才〇クレベル同ヒク三十一才

右年齢に關する表は、大に其の意味なくんばある可からず、彼の徒を駈りて、弑逆の事を、行ふに至らしむる精神上の誘導は、特に少壯の時に發顯し、此の點に就きても、總ての變質者の、特別現象發動期と、轍を同じうするを見るなり、加之、其の少壯時に、事を行ふもの、多數を占むる事實に就きては、醫學以外、尙、他の實驗家の觀察に漏れざりしは、デスマレ氏の言、克く之を證して餘あり、氏曰はく、事に熱中し、身を忘るゝは、少壯の疾病といふども、大過なからん、此の故に、帝國の警察は、外國より渡來する者を、總て綿密に穿鑿するは、勿論なれども、特に十八才以上、二十才未滿の者に對しては、別段の注意を怠らずと

爰に至りて、余は斷言せんと欲す、真正なる弑逆者は、過半變質者なりと云ひて、其の精神が薄弱なりと、斷定したるには非ず、專、調和と、平均とを缺き、狂者に非ずと雖も、道理と非理とが、諸種の複雑なる、混合物を形成して、十が八九、生前に確認し難き、半狂者に屬する者なりと、此の點は、實に弑逆者の特性を識る關門にして、亦、古今を通じ、彼の徒に對する法廷の判決、醫師の鑑定の、區々一定せざる所以をも、解せしむるに足るべきなり

(未完)

雜 録

●看守の宿料

(旱天の甘雨、其の霑ふ所幾千ぞ)

看守俸給額増加の噂、聲なきに聞こえ、吾人をして、只管其の成行を、氣遣はしめたる一刹那、轟然として、降下せしは、巡查看守宿料給與の勅令なり、正に之、大旱、未、雲霓を望まずして、驟然甘雨の霑ありしもの、巡查看守の、此の惠に浴するもの、果して如何、而して、今、勅令の全文を讀むに、其の主要とする所は、土地の状況と云ふ、廣漠たる文字に制限せられ、等しく、此の惠を受くること能はざるもの、如し、然して、又、金額も、三圓以下、一圓以上と云ふ範圍ありて、土地の状況に依り、定むることゝなせり、吾人の望む所は、土地の状況たる意義は、成るべく、廣義に執り、實際物價の高否等は、金額に依り、階段を付するを、適當と思考す、巡查看守の職務と、其の俸給とを、比較すれば、價其の器に満たざるの有様なれば、宿料を以て、之を補ひ、巡查看守を、保護獎勵し、職務に熱

衷ならしむるの、注意あるを要す、聞く所に依れば、該勅令に依り、伺ひ出でたる府縣は、大阪、福岡、神奈川、其の他の二三縣に過ぎずと、本年は、縣會開設期に際しての、發令なりしが故、間に合はざる處、多かるべし、雖も、明年の議會には、付議せらるゝ所、多々あるべし、因に記す、一府縣内と雖も、土地の状況に依るものなれば、宿料を給與する畧と、給與せざる畧とあるべきは勿論、而して、又、金額にも、差違を設けらるゝことあるべし

●北海道の看守特別採用

(現役滿期兵卒の無試験)

北海道集治監看守の補欠に難きは、實に想像の及ばざる所にして、先般看守採用規則に、無試験任用の範圍を、擴張せられしも、尙、補充すること能はざるが故、此の度、現役滿期の上等卒以上をも、無試験にて、採用することを、稟請ありしが、同地に限り、止むを得ざる次第なればとて、特に當分の内、開届けとなりし趣なり

●證據物件の運搬費

(區別を要せり)

刑事被告人の携有せし証據物を、遷送するとき、其の運送費の支出につき、疑ひありて、伺出でられし結果、其の區分を定められたる趣なるが、右は刑事被告人と同時に、該物品を送致するときは、刑事被告人に、携帶せしむるを便とし、其の費用は、刑事被告人、犯罪人護送費、及、留置人諸費より支辨し、單に、物品のみを送るときは、警察署に在りては廳費、監獄署に在りては、監獄署諸費より、支辨すべきものなりと云ふ

●慈惠費支出の目的

(範圍、益、擴張す)

囚人懲治人中、書籍の看護を望むもの、自辨の金なきときに當り、之に貸與する爲め、慈惠費を以て、必要書籍を購入し置かんとて、其の筋に伺出でたる向も、ありしかに聞きしが、從來慈惠費の性質たる、狹隘なる範圍に限り、支出を許しありて、即、在監中、改悛の狀著しきものにして、出獄の際、赤貧著衣なきものに給する衣服、又は、歸郷の資力なきもの、旅費、又は、服役の際、負傷し、出獄のとき、資力なきもの、療養費、又、出獄人保護會社への惠與、及、死亡囚の供養費

第五十四號に依り、給與すべき旨、定められしと云ふ、記して、當局者の參考に供す

●北海道にて滿期の徒流刑囚

(八十八號參看)

(同地にて、放免の途開かる)

會、本誌に、北海道より、送還する放免囚は、千篇一律に出づる勿かれと題し、記載せしが、今般、遂に、吾人の希望の如く行はれ、行狀善良、北海道にて、父母兄弟の、引取人あるもの、又は、北海道にて、生計を營み、再、犯罪を爲すの憂なく、十分改悛の狀著れ、正業に就く見込、確然たるものは、送置の前、職業、生計、行狀、及、親戚の關係を嚴重調査し、當該囚人の身分帳、其の他、取調書類を添付し、主務省へ、稟申の上、放免すべしと、訓令せられしよし、抑、内地に送還して、放免する旨意たるや、言はゞ、變例に出でたる殖民上の方策にして、其の、未、改悛せざる囚徒を、同地に放縱するときは、良民を害すること、罷熊よりも、甚しきが故、之を防遏するの策に外ならじ、然るが故に、全然良民に復歸したるものまでも、送還するの必要なきや、明かなればなり

に、供する場合のみに止どめありしが、今般、右の伺出に依り、囚人看護の書籍をも、購入し得べきことに、定められたるよし、左もあるべきことになん、併、慈惠費にて、購入したる書籍を、看護せしむるは、一の恩典に屬するを以て、成るべく、此の恩典を利用して、感化の誘引となし、此の書を看護せしむるものは、行狀善良にして、賞表等を有するものに限るとか、若しくは、特に、必要なるものに、指定貸與する等の、注意あるを要す

●監獄傭人の療治料に就きて

(參考一件)

授業手、給仕、使丁、又は耕牛馬取扱人、職務の爲め、死傷したるときに當りて、療治料給與の事に就きては、未、何等の法文に、區別する所なかりしが、授業手の職たる、給仕、小使等のものと、異なる所あれば、療治料も、自、性質を異にして、給與するを至當とす、其の筋に就きて、聞く所に依れば、授業手の職務の爲め、死傷したるときは、明治廿年内務省訓令、第四十二號に依り、給助し、其の他の給仕、使丁、耕馬取扱人、職務に依り、死傷したるときは、明治八年太政官達、

●頓し刃傷罪を増せりと

(果して信か)

日清交戦以來、著しく犯人は、減少せしも、本年は、比較的、刃傷犯者多きを見るの評説、近來強りに耳にする所なり、其の原因とする所は、未、探究し得ずと雖も、或は、軍夫等の歸朝者多きを以て、彼等戰地にて、見習ひたる、殺伐の風、容易に脱却せずして、殺傷するが故なるべきか、今後警察の注意は、層一層ならんことを、希望す

●通聲の方法

(我國には如何)

或新聞に、掲載しありし、露國監獄内の通聲方法は、一寸珍らしき所あるを以て、記して、參考とす、我國にても、既に之に類する方法多し、看守者たるもの、須く注意すべし

露國監獄内の剝隊暗號 囚人同士の間にて、種々の暗號もて、互の姓名をも名乗り、意中

色々の事柄をも、報するなど、強、珍らしきことはあらねど、彼の獄制の嚴重を以て知られたる、露國の監獄内に行はるゝと聞く、剝隊暗號と云へる

は、少しく、工夫變り居りて、面白ければ、左に記さん、此の暗號は、素、電信の符より、心附たるものより由にて、即、アルファベットを、左の如く、縦列六、横列五となし

	1	2	3	4	5
1	A	B	C	D	E
2	F	G	H	I	J
3	K	L	M	N	O
4	P	Q	R	S	T
5	U	V	W	X	Y
6	Z				

例へば、Bの字は、縦の1、横の2に當るを以て、始めに、強く一つ叩きて、次に、弱く二つ叩くなり、又、Oの字は、縦三、横五に當るを以て、初に三度強く叩き、次に五度、弱く叩くなり、又、Zなれば、縦六、横一なるを以て、六度強く叩きて、後、一度弱く叩くなり、斯くして、此の刺隊の法に依りて、如何なる文字の暗號も、示し得ざることを無し、但、娑婆

に生息して、獄裡の状態を、夢にだも、想像し得ざる人々の思惑には、此の暗號の、甚、面倒くさくして、簡單なる談話にも、幾數時間を要するを見て、馬鹿々々しとするものも、ある可けれども、終日終夜、獄中に黙坐する人の身には、亦、是、徒然を感ずるの、好方便なる可し

●巡閱一束

(益頻繁)

有松書記官は、屬官一名を従へ、青森、岩手、福嶋、宮城の監獄へ、去月十七日出張、浦課長は、今、尙、栃木の巡閱中なり、四國、山口等の巡閱に出張されし、坪井内務屬は、去月十五日歸京、印南内務屬は、宮城集治監へ、會計課員二名と共に出張、有松書記官の歸途に合同し、共に調査せらるゝ筈

落葉片々

◎接見 に、五六時間も、待たずる監獄ありとか、まさか、新聞に云ふ如きとは、あるべからずと雖も、爰一番、當局者の、注意ものとす

◎新聞 には、多く針小棒大の記事あり、大坂の破獄

どか題するもの、如き、其の實は、未丁年者の惡戯に類す、斯る事は、事實を、新聞社に知らしむると、可なり

◎事實 を、知らざるに坐する誤聞、常に人を誤らしむ、新聞記者の無責任、今昔のことにはあらじ、さても

◎山梨 縣監獄にて、冢を飼養せりと、囚人食料の資となすは、甚、可なり、之を他に、拂下ぐる如きは、避けざるべからず、監獄は、牧畜家にはあらじ

◎養豚 は、役業か、役業なりとせば、監獄則規定外の作業ならん、認可を経べき作業ならん、實際の取扱は、如何に

●看守の規箴

一句片言、諷刺の所、穿ち得て妙、當時此の箴に對し、概然たらざるものなきか

異 山 生

(1) 其の何れに順從すべきか

四人獨語して曰はく、教誨師は、顔相對する毎に、教誨所へ詣づる毎に、口を極めて、三世因果の道理を説

き、人生信佛の虧く可からざるを強ふ、而して、看守は、屢、余輩に對して、坊主の癡言聞くに足らず、如かず、謹んで、役人の言を遵守せよと叱す、飽くまでも、教會には、順從したし、其の何れに順從すべきか看守たるもの、平生の妄言を戒めざる可からず

(2) 轉、惘然に堪へず

囚人監房の内より、笑ひて曰はく、囚人は、元、懶惰の者多し、然れども、看守は、懶惰ならず、予は、屢、看守が、交番所にて、交代の遅速を、大聲に爭論し、傍若無人の体たらくを見て、轉、惘然に堪へざるなり、嗚呼、時間は、分秒たりとも貴し、然れども、全僚相争ふにや、及ぶべき

看守たる者、眞に其の職務を重んぜば、此の醜体なし、信心戮力、互に奮勵せよ

(3) 囚人と良民との差あり

甲囚乙囚に向かひ、垂涎して曰はく、監獄内、君等は、有福なるものはあらず、遊事半分の掃除次に従事して、毎々看守と、樂しき世間話をなし、刻秒の積もるを知らず、予輩は、常に科程役に拘束せられて、冬の日も、猶、長さを感ず、之を比較せば、殆、良民と囚人との差

あり、吁、公平無私とは、何人の贅語なるぞ

囚人と交談する時間には、行刑の實保せず、看守たる者、曠職の譴を、招くこと勿れ

(4) 看守の言信するに足らず

囚人全囚に語りて曰はく、予、或日看守に、護送せられて、外役に行きたる折、看守は、懇に、予に休憩を與へたるを以て、暫、石に踞して、憩ひたり、偶、傍に人なきを機とし、看守予に云へる様、汝も本月は、賞表勘査期に相當せり、然るに、汝は、從來能く謹慎を表し、使役に勉勵せり、故に具に、汝の行状を、典獄に上申し、必、一個の賞表を附與すべしと、予は、之を聞き、欣喜雀躍、其の看守の慈仁なるに感じ、一層謹慎と、勉勵とに、留意し、偏に賞表授與の日あらんことを待ちたり、斯て、翌月に及ぶも、何等の沙汰に接せず、訝りて、之を其の看守に問へば、曰はく、某看守長と、竟見合はず、遂に附與せざるに決す、汝が爲め、遺憾に堪へされども、亦、止むことを得ざるなり、請ふ、來期を待てと、失望、又、落膽、吁、看守の言、信するに足らず

囚人を欺瞞して、何等の利益がある、利益は、嚴正

房内に、正坐することも、苦しければ、寒中、冷なる板敷に、一枚の蓆を敷きて、正坐し、煖を求むるに由なきことも苦し、就寝や、起床を、時間にて、制限せらるゝことも、苦しければ、役業に依つて、食量を制限せらるゝことも、亦、苦し、大小便の度数を制限せらるゝことも、苦しければ、互に雑話す可からざることも、亦、苦し、然して、今、是等の苦しきよりも、一層苦しみを感ずるもの、一あり、曰はく、看守休憩の時など、矢越に、吹立つる煙草の煙を見るより、苦しきものはあらず

囚人の見待べき所にて、吸煙するもの、果して之あるか

(7) 搜檢の精粗を試む

悪囚兩名、監房搜檢の精粗を試みんと欲し、相謀りて、五時の釘を、監房内に持込み、之を鴨居の上に置き、四五日を経て、其の有無を詮せしに、釘は依然として、其の位置に在り、囚人之を見て、互に相笑ひて曰はく、毎朝出役後は、必、房内の搜檢を爲すと聞けり、然れども、看守は何處の邊を、搜索するにか、之に依りて見れば、房内に物品を包蔵するは、誠に容易の業

に、職務を執行するにあり、殊に、囚人賞罰の權は、一に典獄に存するものなれば、看守たるもの、容易に、口を開く可からず、况、囚人に對してをや

(5) 看守に依りて手段あり

甲囚工場より、小刀を監房に持込まんとして、苦慮すれども、未、其の術を得ず、之を乙囚に謀る、乙囚曰はく、檢身所は、裸体にして、通過せざる可からざれば、潜に小刀を携帯するは、誠に容易の業にあらざる、然れども、檢身係看守に依りて、手段あり、甲看守檢身せば、之を足裏に糊付して、通過すべし、乙看守檢身せば、之を手拭の端に巻き、其の卷目を把持し、其の手を挿けて、通過すべし、是、甲看守は、上部にのみ、着目し、乙看守は、常に腰間にのみ、注目すればなり

檢身係の任は、戒護事務の重任を占む、看守たるもの、檢身の際は、一層眼先を、精銳ならしむべきの時なり

(6) 苦中の苦

甲囚乙囚に謂ひて曰はく、入監以來、君は何を以て、最、苦とするか、乙囚之に答へて曰はく、監獄の内は、何事も、苦しきことのみ多し、暑中、風も通はぬ、薄暗き

なりとす

監房の搜檢をなすは、逃走の失体なからしめんが爲めなり、搜檢のこと、豈、忽諸に付す可けんや

(8) 囚人看守を恨む

囚人獨語して曰はく、看守は、義理もなく、情もなきものはあらず、偶、全囚談話するを聞けば、大聲を發して、叱り付け、少しく坐を崩すを見れば、忽、之を看守長に報告す、嗚呼、回顧すれば、彼が爲めに、減食の懲罰に處せられて、苦痛を嘗めしことも、實に一兩回に止まらず、飯令、囚人と官吏との間柄なればとすべきものを

囚人の犯則を認めて、之を寛宥するが如きは、行刑の本旨に適はず、眞に、職務を重んずるもの、區々たる囚人の怨恨、意に介するに足らず

(9) 囚人看守を賞揚す

囚人、頻に、看守を賞揚して曰はく、多き看守の内にも、某看守は、其の風彩の貴くして、其の人物の温厚篤實、然も高潔なる人はあらず、卓然として、雀群に於ける、鶴の如しとは、蓋、此の人に對するの語な

り、殊に平生區々たることに、拘泥するの風なく、些細なる犯則は、措いて問はず、其の大なる犯則に至りても、心腸を碎きて、叩謝すれば、之を寛恕して、又、知らざるもの、如くなる所、真に官吏の官吏たる所以にして、其の愛情の深き、後來戀しき御方なりと

四人の爲めに、賞揚せらるゝものは、多くは、其の職務を忘却したるものなり

(10) 人を正さんと欲せば、先、己を正せ

甲四乙囚に語つて曰はく、予輩は囚人、看守は官吏、全一に論ず可からずと雖も、看守が、平素の言語舉動に付きては、随分批難すべきと多し、監房の間に、腰打掛けて、居眠することもあれば、下駄箱を引寄せて、腰掛どなし、ポツケツトより、小説本を取出して、目讀することもあり、又、偶、他の看守と相會すれば、看守長を罵り、昇給の遲さを恨む等、官吏の資格上、言ふ可からざることを、爾も囚人の耳近き所にて、何をも憚らず、交談せり、而して、予輩が、若、坐を亂し、房壁に倚るを見れば、刮目して叱責す、乙囚之に應じて曰はく、然り々々、矢張、看守は、往時の牢屋番たるに過ぎず、人を正さんと欲せば、先、己を正せ

と云へる、古人の格言をも、味はざる、殆、無學の徒なれば、又、如何とす可からず、暫、忍びて、放免の期を待つに如かずと

看守たるもの、常に威嚴を保持し、苟、囚人より、批難せらるゝが如きこと、ある可からず

(11) 俄に驚くに足らず

囚人全囚に語つて曰はく、劍聲鏘々、靴音高く聞ゆれば、看守が左顧右盼、俄に帽子を正し、杖つける劍を釣り、姿勢を正して、儼然たる様を、装ふを見れば、抱腹せざらんと欲するも、得べからず、是、看守が、看守長の眼玉を恐れて、しかするなり、然れども、看守は、平生姿勢を正しくして、威嚴を損ず可からざるものなれば、兼て其の注意だにあらば、假令、看守長は愚、典獄が巡回すども、毫も畏懼するに足らず、吁、看守も、亦、惰いものなるかな

看守たるもの、儼乎として、侵す可からざるの威容を、保持せよ

大日本監獄協會第六回常集會議事筆記

十一月廿七日、例に依り、常集會を、上野公園内、韻松亭に開けり、時、恰、府縣會開會に際したるを以て、近縣會員の、來會する者、少なしと雖も、岡田學士の講話等ありて、いつになき盛會にして、又、有益のこと多かりき、左に順を追ひ、其の筆記を掲載すべし

○長屋典獄 皆さんに、一言御挨拶を申し上げます、私は石澤典獄の後を受けまして、本會の庶務委員長を、寵托に相成りました、誠に私に取つては、名譽のごとでございませう、去りながら、甚、不肖なものでございませう、將來どうか、宜しく御補助を願ひます、

○石澤典獄 私も一寸皆様へ、御聴いたします、御承知の通、此の度、北海道に轉任しましたに付しまして、是まで監獄協會の庶務局長になつて居りましたが、轉任いたしましたに付しまして、只今、長屋君から、御聴になりました通、私の今まで、取扱つて居りましたことを、残らず、長屋君が、引受けられました譯でございませう、是までは、甚、不行届千萬のごとでございませう、長屋君が、私の後を、御指導下さる上は、益、擴張の方針を執らるゝことは、勿論でございまして、諸事整頓いたして、好結果を得らるゝのみぞ、甚、失敬ながら、私に信じて居ります、私ども、決して、監獄協會を去つた譯では、ございませぬから、是までの通、何分の御懇親を希ひます

○佐野野君 一寸私からも申し上げます、此のたび、岡田先生が、本會の特別會員たることを、御承諾下さりまして、追々雜誌に、御意見を御載せ下さいまするし、尙、會員諸君から、質疑等の出ました時は、及ぶ

丈の御答辯を、下さいまするやうにとの、御約束を致しましたから、其の御報りて、御挨拶等に、相成りまする會員諸君に、御通知を願ひたいござります

○法學士岡田朝太郎君演説

當月の始めつ方に、常集會のあることを承はりまして、何か御話をせよと、いふことでもございましたが、何分準備が、行届きませんでございまして、御参考になるか、ならぬかは存じませぬが、先達て公けにいたしました、つまらぬ著書の中に入れる爲めに、條件附裁判のみを、少しばかり、調べたものがございませうから、多數の御方は、御存知のごとではございませうが、自分の責務に、極く其の概要を、述べたいと思ひます

此の條件附裁判と申しますのは、佛蘭西語の(コン、ダナシオン、コンナシヨナル)と云ふ字を、直譯した言葉でありまして、さう譯した丈では、意味が通じないやうに思ひます、それが爲めに、佛蘭西語でも、此の熟字を避けまして、(ヘシユルシ、ド、ヘイヌ)と云ふ言葉が、出来るのでございませう、是は、刑の猶豫といふことであります、詰り刑の執行を、或條件があれば、一時猶豫をするといふ制度である、英吉利語の(プロヘーション、システム)といふのも、譯せば、試験法なるものであ

る、之が、漸次好成績を代表したといふので、大分多数の國でも、採用して居ります。近頃民法省で、從事して居られる、刑法の改正委員會に於きましても、一二の反對者のあるに拘らず、草案には、載るることになつたやうに、漏れ聞いて居りますから、是の趣意を、沿革と、現に採用した國の成文、夫等の成績の一部分を、概観して、述べていふ思ふのでございませう。

先、趣意のごとでございませうが、御承知の如く、刑の執行猶豫の起り方は、専ら監獄の懲戒の効力の、薄いといふ弊害から、起つたので、あのやうに、考へますのでありませう。どうも、難居をさせてあげれば、他の惡癖に感染され易くなるから、之を救ふ方法がなければ、ならぬといふ所から、各種の考案、出たのでありませうが、結局獄に投じて、却つて惡癖を養成するやうな恐れがあれば、一時限り、獄に投じないのが、適切な方法であらうといふのが、一つの方法も一つは、之に續いて、難居をさせるから、惡癖を養成させるのである、別々に離隔をしたら、宜しからうといふ、此の二つの方案が、出たのでありまして、双方共、實行を見るに、至つたのでありませうが、其の一つたる執行猶豫の事案を、述べたいのでありませう。趣意といふのは、深く論じましたなら、色々ありませうが、極、骨髄は、夫丈に止まるのでありませう。

次に、沿革のごとでありますが、之を一番始めに、試験をして見ましたのは、亞米利加のマツサチュセツトの、ボストンでありまして、年代は、千八百七十年でありませう。二十五年前、即、明治三年の頃であるのです。さう古いものではないから、勿論古くないと申しませう。此の處分を待たずして、裁判官が、自分の職權内で、刑を猶豫すること、此の出來た時代には、所謂、名奉行が、手心で、一時叱りで、放免をさせた

が、始めは、先に申しましたやうに、一時執行を猶豫して、試験に附して、さうして、再犯の憂ひなきものは、全、執行を免れるといふ例で以て、成るべく、真品行を導いて、往かうといふ考であつたのでありませうが、各國が、之を探るに至つてからは、各、見る所が違つて、又之が法律文も、異なつて居るのでありませう。其の二三の正條を、申上げやうと思ひませう。

マツサチュセツトの、千八百七十八年の、百九十號の布告で、即、マツサチュセツト全州に、實施したした布告でありませう。是の明文に、「ボストン府知事は、年々一名の適任者を擧げ、之にシユフォークの刑事裁判所の會議に出席して、重罪輕罪の、既決未決の囚徒に就き、刑を執行せずして、改心するの見込ある者を、試験に附せむことを、裁判所に請求する委任を爲すべし、知事が、適任者を擧げ、其の適任者か、裁判所に往つて、さうして、是は在來の經歷、或は犯罪當時の操縦、其の他から、推測をするのに、刑を執行せずとも、再犯の恐れはあるまいと思ふから、どうか、試験に附して免れたいと、請求をするものである。さうして、犯罪は、重罪輕罪の、既決未決でありませうから、一番適用が廣い、夫から、試験官の擧げなどが、規定致してありませう。

次に英吉利は、千八百八十七年に、先刻申しました、初犯者試験法に依りまして、之に五ヶ條ありませう。其の一番條目と見るべき、第一條に「窃盜、詐偽取財、又はボストンに異なつて、廣く重罪、輕罪とは、言はないのである。其の他二年以下の禁錮に、相當する事件に就き、即、刑を標目として、輕きものを試験に附するといふ方を、採つたのである。有罪判決を受けたる者は、先に刑に處せられたることなき時は、即、初犯者のごとを、申ししたのでありませう。管轄裁判所は、犯人の年齢、氣質、經

さいふごとは、幾らもあらうと思ひませうが、之を、稍、學理的に研究をして、さうして、實驗を始めたのは、之が、一番古いやうでありませう。さうして、ボストンに於ての試験が、稍、成績が良かったので、丁度十年餘、即、千八百八十年に、マツサチュセツト全州に、實施するやうになつたのでありませう。夫から、此のボストンに續きまして、此の制度を採つて見ましたのは、英吉利でございます。英吉利は、採用するの始めに、普く執行するのは、危ないことと考へました。先、殖民地へ、試験をして見たのでありませう。御承知の如く、英吉利は、新しい學術上の、未決議問題に、屬することは、屢、殖民地で、試験をするのでありませう。故に、執行猶豫などを、試験された者は、幸福も知れませぬ。何か危ない治療などを、試験された者は、犧牲になつて、其の他の利益を、捨てるやうな傾きを持つて、居るのでありませう。其の一番始めに、試験をした殖民地は、ニューゼーランドでありまして、夫から、千八百八十七年、英吉利文帝陛下五十年、五十一年に、議會の協賛を経た、第二十五號の法律を以ちまして、遂に、本國で、初犯者試験といふものを、實施するやうに至つたのでありませう。英吉利に次いで、自耳義が、千八百八十八年に、此の制度を探るやうになりました。自耳義の次は、伊太利で、伊太利は、五年前から、實施しました。新刑法の正條の中に、之が見るのでありませう。二十六條と、二十七條とでありませう。夫から、伊太利の次が、佛蘭西で、是は、九十二年、其の次は、奧太利で、草案が出たといふ丈の記録は、ありましたのでございませう。其の後遍つたか、或は退けられたか、ごらんに、既に決して、居るのでありませう。自分は、自分の成行を、存じないのでありませう。

獨逸の外は、斯の如く、多数の有力國の、採用する所となつたのでありませう。罪狀、罪狀、罪狀といふのは、是は何罪々々といふ、今の罪名のみとでありませう。犯狀といふのは、其の犯した時の操縦で、同じく洗滌をしたので、實の盜みごと、或は現を喰はせる爲めの盜みごと、其の時の操縦でありませう。を調査して、假に刑の執行を免するふと得、此の場合に、執行を免じたる後、裁判所は、犯人をして、召喚次第、何時にても、裁判所に出頭するふと、及、試験期限は、必、平和を守り、善良なる品行を、維持するふとを、契ひ證書に調印せしむべし、其の保証人を立てしむるご、否ごは、便宜に依る」といふことになつて居ります。其の餘の條文は、裁判の管轄でありませう。或は裁判費用を、犯人から協合に依つては、取立てること、出来るといふやうなご、書いてあるのでありませう。

夫から轉じて、自耳義の法律では、第九條に「裁判所一個又は、數個の刑を科したる時、即、單一の犯罪、或は數罪俱發の場合に過ぎない場合に依つて、數個のものを合せて、科することでありませう。……「主刑とし、若しくは、徒刑補助刑を科したる結果として、補助刑とは附加刑といふのをご、必ずしも、同一の意味ではない。六ヶ月以内の禁錮に、處すべきもの、即、餘程度が低くしてありませう。先に、重罪輕罪の刑を受けたるふとなければ、理由を附したる決定に依り、事實上、法文上の理由を附して、裁判を以てといふふと、宣告後、五年を経過せざる範圍内に於て、一定の期限内、刑の執行を猶豫するごを、宣告するふとを得」とある。五年まででありませうから、或は四年、或は三年、或は一年の試験に、附するといふ申渡を附するふと、出来る。夫から、條件附の明文とされるべき、即、一條の三項に、「右期限内に於て、重罪輕罪を犯さざる時は、先の有罪宣告は、消滅す」とありませう。是は少し注意をする必要

の、ある場所でありまして、他の所では、執行丈を、全免するおこになるのであります。此處では、有罪の判決が、消滅して仕舞ふのである。故に五年経らましてから、再、罪を犯しても、失張、初犯者になつて仕舞ふ、是には、随分變成をする人もありますし、非難をする人もあるものであります。又、第三項に、「之に反して、期限内に、再、罪を犯したる時は、猶懲らしたる刑と後の刑とを、合せ科す」といふおこがあります。之が、即、執行猶豫の、真の制度なる原因であります。期限内に、再犯せば、先に待つて、貰つたものと同時に、後の刑も合はせて、科せらるゝ、それが嫌なら、再犯をせぬといふ仕掛けになつて居ります。此の外は、裁判の手續、或は執行猶豫の手續等でありませぬ。

佛蘭西の九十一年の特別法律では、第一條に「禁錮若しくは、罰金に處したる場合に、被告人に、普通法の重罪、又は輕罪の右罪判決を受けたるおこなき時は、裁判所は、其の裁判申渡と共に、刑の執行を、猶豫するの宣告を、爲す。之を得「裁判申渡の後、五年の間に、犯人普通法の重罪、又は輕罪の爲めに、禁錮若しくは、禁錮以上の刑に處せらるべき、公訴を提起せられざる時は、先の有罪判決を削除す」とある。之に反する場合には、先、始めの刑を執行し、第二の刑に通算するおこなを許さず、斯ういふ風に、定めてあります。此の佛蘭西が罰金にまで、執行を猶豫する主義を執つた、得失に付きましては、最後に、少し述べるおこがあるものであります。重罪法文は、そんな風になつて居ります。大體おこは、詰り初犯者にして、刑(多數は輕き刑)を執行せずとも、再犯の恐れがないといふ見込が立てば、一先、之を猶豫して、或る期限内に、再犯せば、前後を合はせて、執行をすぞといふ、勵しつかして、善真なる品行を擧ぐといふやうな、方法になつて居るのであります。

九割三分程は、工合が真つたやうであります。さうして、茲に注目すべきは、ボストンでは、重罪輕罪、何れも、試験に附するおこなを得ざるは、明かでありませぬ、實際試験に附した者は、極輕い犯罪であります。醉き拂ひですとか、随分部會では、喧ましい行政取締規則など、出來て居つて、醉き拂ひ、或は、いふだらな裝をした者を、罰則に附したのであります。是は、随分威嚇した成績があるおこも知れませぬ、夫から、三千人か、賭博、娯遊、淫賣、毆打刺傷、懶惰、不規律なる生活(日本の罪名にしたら、一定の職業なくして、徘徊すといふやうな、極く輕いものであらうと思ふ)、夫れから、家宅侵入、不斷の賭博、是は、行政取締規則のやうなものであります。正業に従事して居らぬ者は、嫌な者ではあるまいといふので、不斷賭博、三度の賭博の罪名があります。夫から、誘拐、物品毀棄、富國規則違反といふやうなもの外、實際の試験に附して居らぬのであります。斯なやうな、おこなであります。大體丈、申上げたのであります。兎に角、成績は、良いやうであります。夫れから、一番仕舞ひに、少し附け加へたいと思ひますのは、佛蘭西で、罰金にまで、執行を猶豫するの制度を探つた、得失の論です。之に反對する學者は、執行猶豫といふものは、抑、監獄に於ての、懲戒の効能の薄いのを、補ふ方法である、尙、別に教誨を充分に、或は其の外に、方法を加へればならぬおこなは、勿論であるが、尙、之に加へての、一つの方法に過ぎないのであるから、獄にも、找しない罰金の如きものを、猶豫する理由、ないおこなを、唱へるのであります。之に反對する論者は、所謂正義論者の流れを見よまして、輕き禁錮、禁錮等に處する(日本の禁錮ではありませぬ、向ふのもであります)輕い刑の者さへ、猶豫するものであれば、罰金とても、猶豫しなければ、權衡を失ふ、輕

次に、成績のおこなであります。是は、各國の成績は、分り兼ねるのであります。此の事を論じたもので、大學の圖書を始め、友人等の持つて居る、各種の雜誌、著書等を調べましたが、たんに、此の成績が分らないのであります。英吉利の殖民地たる、ニューゼーランドで、試験をいたしましたのは、八十六年から、八十七年、一ヶ年間に、百二十一人、執行を猶豫したのであります。其の百二十一人の中で、五十三人といふものは、報告を書く時までに、まだ監督中であるが、九人だけが、監定済みをして、再、禁を犯した。此の二種の六十二人の外は、報告を即、半數に缺けるおこな、僅に二人は、成績が宜かつたのである。夫から、英吉利の本州の論で、試験をいたしました成績は、八百八十九年の始めに、猶豫されて、試験に附せられた者が、三百人ばかりありまして、申百分の七十、三百人に付いて、二百十人丈は、其、成績が良かつた。夫から、八十七年の終りには、受験者の數が、既に五百人に達したのであるが、百人の中、先、九十五人までは、見損ひでないやうな報告があるものであります。九分五厘といふのであります。九分五厘まで、真かつたといふのであります。白耳義は、盛に之を試験して、八十八年の六月の一日から、八十九年の十二月三十一日まで、ブラツセルサンの、リエチの三ヶ所まで、輕罪、違警罪の中に、試験をした數は、一万三千百九十五人であつたやうであります。其の中で、二百四十六人、即、再犯の二丈は、どうも成績が、面白く無かつたのであるが、……即、再犯をやつたものであるが、多數は、再犯をなしたといふおこなであります。之が、九分八厘まで、真かつた。夫から、ボストンでも、色々年に依つて、違つて居りまして、一々述べても、面白くないと思ひますが、

きを免かる場合があるのに、一層輕き者を、執行するおこなは、不權衡である。といふおこなを、頗る嘆々として、加之、罰金と雖も、一時猶豫をした上で、將來合はせ、取立てるといふおこなを以て脅せば、改心をさせるに、適切な方法かも知れぬ、即、正義の論と、利益の論とで、嚴に罰金にまで、適用するおこな論が、勝を占めるに至つたのであります。之が果して真いか、惡いかは、随分佛蘭西の成績にも注目し、又、理論の上からも、充分に研究すべき事柄であらうと思ひます。執行猶豫の本論ともいふべきものは、斯なもので、御免を蒙ります。此の制度が、刑法の中に、這入つたに付いては、刑法の影響といふものも、随分考へればならぬおこなで、あらうと思ひます。御承知の如く、刑罰といふもの、基礎は、何であるか、一國一社會の刑罰の根本は、どういふものから、來て居らぬかといふのは、大變に大なる哲學論であり、又、法律を措く際には、是非共、極めなければならぬ論であります。不幸にして、此の論は、現今、尙、未決の境遇にあると言つて、宜しいやうにありません。從來は、正義一方を以て、論じた時代、並に法律と、夫から、結果の利益ばかりから、論じたものがあるのを、折衷しして、不正の刑ではならぬが、併、役に立たぬ、即、無利益の論でもならぬ、正義利益が、双方相缺つて、刑の基礎ともなり、又、目的ともなるものである、といふのが、今日普通の説であります。各國の法律が、又、之に依つて、出來て居るのであります。佛蘭西は勿論、獨逸も之に倣ひ、其の他、各國の法律……英吉利とても、成文はありませぬが、今言は、此の論を、頭に置いて、裁判をするおこなになつて居りまして、日本は、勿論佛蘭西法から、脱化した條文が、多くあります。勿論此の主義から、出來て居るのであります。

執行論議といふ制度を探るに、至りましたのは、刑法上の一進歩といふ
 べきが出来るか、出来るか、夫は分らぬ、又、之が進歩の一つである
 か、或は、唯一時の間違ひをやるものであるか、夫も分りませぬが、
 鬼に論で、理論の上では、大變に、氣を附けなければならぬ、其の折衷主
 義の議論で、正義といふものと、利益といふものとは、双方別々に、舞台
 に依つて、各、刑の基礎にもなるものだといふのではない、同時に、二つ合
 併しなければ、眞の刑の基礎とは、言はれぬといふ、斯ういふ論であり
 ますが、罪あれば、必罰すといふふも、一方にある、罰するに、不正の
 刑であつてはならぬ、無益の刑であつてもならぬ、罪惡必罰といふから、
 失張、論じてある、所が、其の論から出来た刑法を、傍に置きなから、
 結果が、甚、好い、再犯を出さぬからして、一時頓挫しても、宜しいとい
 ふ制度を探り出したのは、少なくとも、學理に一大打撃を加へられたと、
 言はなければならぬ、併しなから、結果さへ好ければ、適に執行をしな
 くても、宜いといふことが、誤りか、誤れば、刑罰の基礎といふものは、
 刑益と正義と、二つなければならぬといふことではなく、利益文でも、
 宜しいといふふことになるやうに、思はれます、そうしまして、將來此
 の刑罰の基本といふ、哲學が、道々進んで参りましたならば、果して、
 執行の猶豫の如き、利益主義の論が、勝を占めて、遂に、刑法全体まで、變
 はるに至るべきか、或は、斯の如き制度が、不正のものであるといふこと
 で、倒るべきか、將來も、注意をしなければならぬ、今から、亦、此
 の事は、深く考へて、大は刑法の改正、小は一身上の利害、其他の方
 法の上にも、人事一般の手續上の適用として、將來は、大に研究する見
 込があらうと思ふのであります、詰り、折衷主義といふものは、遠から
 ずして、變更するものではないか、變更するには、極めて當を得ず手續

續

譯

といふものは、何處にある、此の大きな問題が、僅な執行論議の制度に、
 刺戟を興へられて、從來、益、研究させるやうにならうと、思ふのであ
 ります、
 深く準備をして居りませぬので、甚、詰らぬことを、申上げまして、
 います、

飛龍
 聖堂
 三三

佛國巴里列國監獄會議事要錄(續)

調查委員 加地鈔太郎譯

第三部 豫防方法

本部の事業は、他の部の如く、餘り専門的ならず、之に屬せる人々は、
 社會學、經濟學、道義學等の學者、保護事業に實驗ある人、若しくは、
 醫師等なりき、而して、其の議題も、割合に多からざりければ、議事
 自、周到にして、議決も、稍、明確なりしが、如く覺ゆ
 ○第一問、囚徒が、出獄するに當りて、其の工錢の貯蓄を、浪費するを
 防ぎ、且、其の資力なきより、殆、自然に、再犯に陥るものを防ぐに
 は、如何なる方法を採るを、可なりとするか、
 部會議の議決

(第一)、囚徒が、出獄の際、其の給與工錢の貯蓄を、自由に處分する
 べきを、得しめざるを可すとす

(第二)、本列國會議は、出獄人の利益金にして、其の高貴、出獄人の
 品行、若しくは、其の他の情狀により、此の種の處分を、必要とするふ
 ことを、証するときは、貯金所若しくは、出獄人の定住すべき地の官署、
 又は、總の必要な保証を、提供せる保護會社に、之を委託して、其
 の推定、若しくは、認定せられたる需用に應じ、之を本人に、下渡さ
 んことの希望を、表白す

(第三)、其の他、本列國會議は、寧、保護會社の世話に、任ずるふとの、
 希望を表白す、
 部會議の議決、委託すべきものの中に、「官署の認許したる人」を、追加
 するの外部會議議決の通、

○第二問、監獄の學校、及、文庫をして、眞に在監人(刑事被告人、及、囚
 人)の用を爲さしむるには、如何に之を構成すべきか、就中、特に在
 監人に供用せらるべき、定期刊行物、及、其の他の書籍を、之に渡す
 べきか、
 部會議の議決

(第一)、學校は、無學なる、及、既に多少の教育ある在監人(刑事被
 告人、及、囚人)に、同一に、供用せらるべき様、之を構成せざるべ
 からず

學校は、在監人に缺くる智識のみならず、之をして、選善せしむるに、
 適する教育を授けざるべからず、此の教育には、何の在監人の信敬心
 をも、傷つくるべきなくして、選善に缺くべからざる要素たる、宗教
 的精神を、授入せしむるを要す

(第二)、文庫も同じく、在監人の教育、及、選善を、必要の目的とす
 るが故に、同一の精神に依り、構成せられざるべからず、文庫には、

續

譯

宗教上、及、道徳に關する書籍の外に、面白き著書、即、旅行記、正
 實なる小説、輸入刊行物、例へば「マガザン、ピトレスト」等の如き
 ものを、所藏するを要す

文庫を設備するは、官署の任務とす、然れども、殊に、外國の囚徒に、其
 の國語を以て、點せる書籍を給するに、一個人又は、團體の共助を
 請ふべきを得べし

此の目的の爲め、各國官署の間に於て、書籍若しくは、其の他の出版
 物の交換を、爲すべきを、勸告すべし
 (第三)、官署に於て、編輯を監督する、別段の毎週刊行物を、在監人の
 讀覽に、供するべきを要す

○第三問、無責任の犯罪人、若しくは、重罪輕罪を犯したるとき、其の
 責任を、軽減せらる、者(精神法弱、癡癡等)に對して、社會の安寧を保
 持する爲めには、如何なる方法を、採用すべきか、
 部會議の議決、本列國監獄會議は、左の希望を表白す

(第一)、裁判所にて、訴追若しくは、處罰せられ、精神に異常ある爲め、
 免訴若しくは、放免せられたる癡癡病者、を、裁判所の決定に因り、
 閉すべき特別の病院、又は區畫を設くること

(第二)、此の癡癡病者の出院を許すには、(イ)裁判所(ロ)行政廳(ハ)
 病院醫師の、三個の交渉を、要せしむるの原則を、採用すること

部會議の議決、部會議に同じ
 ○第四問、行放しの上の手續に依り、再犯者たる壯年浮浪者を、無期限にて、
 勞務場に入るには、之を有刑の刑に處するに、優れるか、若しくは、
 免罪、及、乞丐罪を成立するものと、看做すべき行爲は如何、此の種
 類の行爲は、如何なる限界に於て、及、如何なる方法を以て、懲罰するか

相當とするを、密接の關係あるを以て、兩者を合併し、而して、兩部の聯合會に於て、之を議決せり
部會議の議決

(第一)、社會は、乞丐者、及、浮浪者に對し、社會を保持する爲め、而かも、強制的方法を用ふるの權を有す、此の權を、相對するものは、正當の方法に依り、公共救濟、個人救助、及、保護方法を設くるの義務なりとす
(第二)、乞丐者、及、浮浪者は、左の場合に依り、各、其の待遇を異にすべきものとす

(イ)癡疾、若しくは、羸弱の赤貧者に係るとき
(ロ)不慮の乞丐者、若しくは、浮浪者に係るとき
(ハ)生業的乞丐者、若しくは、浮浪者に係るとき
第一の者は、二たび、其の生業を求むるに、必要なる力を、回復せざる間は、之を救助せざるべからず
第二の者は、公共又は、個人の救濟事業に屬するものにして、即、排成整然として、作業を以て、義務となす所の教育院、又は、救濟院に於て、救助せざるべからず
第三の者は、再犯を防ぐに足る、嚴重なる鎮壓方法に、依らざるべからず

(第三)、生業的乞丐者、又は、浮浪者に對する、最有効なる方法は、裁判所の決定を以て、特別の勞務的「コロニー」地^{コロニーとは、殖民地家より、遠く隔たりたる、野外の地にある、獄舎を云ふなり、殖民地如く、遠隔の地であり、且、專、土地の勞役に従事せしむる等よりして、斯くは、名づけて、長時間拘留するにあり、在監者は、改役の状態あるとき、若しくは、正業に遷るの幸運生じたるに依り、最早其の拘}

酒精神者の退院も、亦、法律を以て、規定するを要す
總會議の議決、部會議に同じ

部會議の議決、部會議に同じ

四部 幼年者、及、未丁年者に關する問題

先にも、一言せし如く、從來の列國會議に於ては、特に幼年者の部を設けざりしを、今や、有罪又は不幸の幼年者を、救濟するの必要、次第に認めらるるに、至りたるを以て、列國委員會は、露國政府の發議に依り、今回始めて、此の部を創設したるなり、是、巴里列國會議の名譽と云ふべし、此の事業に參與するもの、必、多からんを慮り、特に大學中の、最大なる一室をもて、其の會議所に充てしに、果して、各宗の僧侶、政治家、判官、辯護士、大學教授、法律家、典獄、並に夥多の婦人、及、尼さへ參會して、いざ賑ひたれば、其の議事も、亦、頗、盛なりき

○第一問、若年の男兒に關しては、刑法上の未丁年の限界を、徵兵適齡に至るまで、延却するを相當とせざるべし、(刑法上の未丁年とは、是非の辨別力なきものとせし、裁判官が、無罪放免の言葉を、爲し得べき年齢を云ふ、但、懲治監に入る、は、此の限にあらざり)
部會議の議決、年齢十六歳の後、懲治場に移られたる未丁年者は、他の者と、隔離せしむべからずとの條件に於て、刑法上の、未丁年の限界を、年齢十八歳に、定むるを適當とす

總會議の議決、部會議に同じ
○第二問、如何なる場合に、親權の喪失に代ふるに、政府の監護權を以てするを、有益とするか
監護權に關して、刑決するの任務は、何の協合にても、刑事裁判所に、附與するを、相當とす

置を、必要とせざるべきは、之を放免せざるべからず
此の「コロニー」に於ける勞役は、獨、鎮壓手段たるべきのみならず、尙、專、正業に遷らしむるの手段と、看做さるべからず
總會議の議決、部會議に同じ

○第五問、豫防の點に於て、酒癖者治療院の利益は如何、又、此の治療院に於て得たる結果は如何
部會議の議決、

本列國會議は、「アルコール」(酒精)病の重なる原因は、蒸溜せざる酒精、若しくは、人造的に配合したる飲料を用ふるに存し、其の影響を追ひて、犯罪増殖の上に現はるるに感動し、此の有害の事態を排へする爲め、公權立法部、行政が、一個人の團體と協力して、豫防、及、治療の方法を、講ぜんことを希望を表白す
本列國會議は、豫防方法中、一面に於ては、下等飲酒店の規制、其の員數の制限、衛生的飲料の免稅、工業用酒精の精製を勸告し、又、一面に於ては、禁酒會をして、其の設備する建造物及、頒布書を以て、風俗、及、慣習に對し、自在に運動せしめんことを、勸告するものなり

治療の點に付きては、各國酒精病者の病院を設置し、其の病院にては、作業を盛にし、而して、其の病院の數は、各地方の酒精病者の數に依り、之を定むべきものとす
法律は、酒精病者が、自、治療を請求する場合、若しくは、酒癖の罪に依り、再犯の處罰を受けたる場合、又は、酒癖の習常に依り、自己或は他人の安全を害する場合に於て、此の病院に入るべきことを、規定せざるべからず

部會議の議決
(第一)、裁判所にて、必要と認むる場合には、親權の喪失に代ふるに、監護權の剝奪を、以てすることを得親權は、廣く、監護權は、其の政府に、歸す、監護

(第二)、民事裁判所は、未丁年の後見、及、監護權に關する問題を、判決するに付、普通法上の裁判所なりとす、然れども、刑事裁判所が、受理したる事件にして、父母の無能を明示するときは、同裁判所にて、其の監護權を、剝奪するべきを得
總會議の議決、部會議に同じ

○第三問、及、第四問、第三問は、左の如し
懲治監なる畫一の模倣に代ふるに、種々なる未丁年者の種類(刑法に従ひ)に、適當し、種々なる名稱を有する、營運物を、以てするを、要せざるべし
就中單純なる乞丐者、及、浮浪者の爲め、初級の屋合たる、豫防學校を、備ふるを、可とせざるべし

豫防の目的を以て、未丁年者の乞丐、及、浮浪の行爲を、抑制するに、最、効果ある手段は如何
部會議は、右の問題に、次の第四問を、合併討論せり
此の過失、又は犯罪は、如何なる要素、及、原則に従ひ、左の數項の

一に、處分することを、決すべき
(イ)刑法上の處罰を宣告し、及、通常の監禁に、拘禁する事
(ロ)性悪、若しくは、放逸なる子弟を、特別懲治監に、送る事

(ハ)官署の監督に屬する、幼年教育院に移す事
 右の區別を爲し、及、之を決定するには、幼者の年齢を以て、單一の要素となすべき、又、其の年齢は、如何なる條件を要する、
 (ニ)前數項の營造物に、入れられたる幼者は、如何なる原則、及、手續に依り、假に、又は條件付に、或は確定に、放免せらるべきを得べき、
 (ホ)未丁年者、再犯者と看做し得るには、如何なる條件を要する、又、其の再犯は、之に如何なる結果を及ぼす、

部會議の議決

(第一)、裁判所に交付せられたる幼者は、其の年齢、行爲の性質、及、辨別力の程度に従ひ、懲罰、豫防若しくは、感化の性質を有する公立、又は、私立の營造物に、移送せらるべきを得
 十二歳未満の幼者は、必、豫防的の營造物に、入るべきを要す、有罪の判決を受けた未幼者は、特別の監督、又は區區に移すを要す
 (第二)、是等營造物に附せらるる名稱は、幼者の將來に、妨害を及ぼさざるものたるべきを希望す
 (第三)、幼者が、行政官署の後見に附せらるべきか、否かを、決定するは、裁判所の任にす、其の仕組方法、及、之に要する變更は、幼者の教育を司る官署に、屬すべきものとす
 (第四)、再犯に關する答案は、第一部に屬せり
 (第五)、假放免は、當該幼者、十分の學校的、及、職業的的教育を受け、且、該幼者、斷らず監督せられ、確實なる作業を有し、其の一切の有形的、及、無形的需用を充たさるべきことを、証明せらるる場合限り、行政官署の意見を、聞きたる上、之を申渡すべし

ざるか

部會議の議決、適當の体育上、主要なる業務は、男女とも、生業的労働、就中、屋外に於ける、農業にあるべし
 總會議の議決、部會議に同じ

○第六問、未丁年者(刑法に據る)を、懲治監に入るには、在監の最短期を、定むる可とする、
 此の未丁年者にして、有罪の判決を受けたるときは、其の丁年(民法に據る)に達するまで、監獄の教育監に、屬すべきことを、決定するを可とする、

部會議の議決
 (第一)、政府の處置に委し、若しくは、行政官署の後見に附するの申渡ありたるときは、其の處分は、丁年に達するまで、及ぼさるべからず
 (第二)、未丁年者、處罰せられたる、總の場合には、其の民法上の、丁年に達するまで、行政官署の後見に、附すべきものと、決定するを要す
 (第三)、右兩者の場合に於て、官署にして、教育上の任務を、果たしたりと認むるときは、後見の終了を、決定するべきを得べし
 總會議の議決、部會議に同じ

○第七問、救助せられたるもの、放棄せられたるものを問はず、住民監獄、モリエール、ベニより、出でたる幼者を、個々に、私人に寄託するには、如何して、之を監督し、且、何人か、之を監督するを要するか、此の目的を以て、保護會社に依頼するには、如何なる限界に依るを、有せざるべきか

(第六)、幼者が、浮浪者又は、乞丐者となることを、豫防する爲め、
 (第一)幼者を、養育するの能力なき父母より、其の權利を剝奪し、及、乞丐を爲さしめたる者を、處罰すべし(第二)之を補助して、幼者を十分に、監督するの能力なきも、正實すべし(第三)之を補助して、(イ)學校、法律の嚴格なる、適用を監視し、(ロ)幼者監護院、托兒院、育兒院、慈母學校、慈母、兒童を養育する如く、を、設置して、其の任務を全うせしむべし、(第三)孤獨若しくは、放棄せられたる兒童は、之を特別なる臨時作業院に送り、浮浪、及、乞丐の所爲に陥ることを、防くの方法を與へ、且、故爲に係る浮浪者、若しくは、乞丐者にあらざれば、犯罪者として、取扱はざるを要す
 (第七)、浮浪者若しくは、乞丐者たる幼者の境遇は、之に對し、權力を有する人、如き人、の過失、若しくは、憐愍にあるべきを、認めたるときは、其の人を、訴追し、之に禁錮、罰金、及、公權停止の刑を科すべし、但、親權の喪失、若しくは、後見の混濁には、關係なきものとす
 (第八)、此の場合に於て、豫防方法取設けの後、幼者を監督せざりし罪ある父母は、未丁年者の監督、及、教育の費用、官署にて、代りて、ふの全部、又は、一部の負擔を、申渡さるべきを得べし
 (第九)、宿屋、及、下等飲酒店營業者にして、永久に、又は、一時未丁年者の賣淫の爲め、宿を貸すものは、輕罪に處すべし
 初犯の後、裁判所は、店舗の閉鎖を命ずるべきを得、此の業たる再犯の場合には、必、申渡さるべからず
 總會議の議決、部會議に同じ

○第五問、幼因監にては、適當の体育を、大に採用するを、必要とす
 部會議の議決、行政官署の後見若しくは、政府の處置に任ぜられたる幼者、を、個々に寄託するときは、保護會社に依るにあらざれば、有効に、監督せらるべきを得べきべし
 總會議の議決、部會議に同じ

○第八問、未丁年(刑法に據る)女子の賣淫を、豫防、及、制止するの方法如何
 外國に雇はれ、屢、或人、若しくは、或周旋に、唆されて、不徳の業に陥りたる、少女の賣淫を、豫防するの目的を以て、各國の間に、交渉協議することを、希望すべき、
 第一部に、類似の問題提出せられたり、即少女をして、賣淫を爲さしむるの目的を以て、欺偽手段に因り、外國に渡航せしむる者に對して、採用すべき防制方法如何因りて、兩部の聯合會議を開き、之を議決せり
 部會議の議決

(第一)、賣淫の爲め、稱贊的廣告、若しくは、欺偽手段を以て、婦女を(未丁年者、否かを問はず)儲入れ、又は、強ひて、賣淫を爲さしむる爲め、同一の手段を用ひたる者は、嚴重に之を處罰し、再犯の場合には、其の刑を加重すべきものとす
 (第二)、白色人種の婦女の、人身賣買に對する、萬國共同の方法を設くる爲め、各國政府の代表者を、會同するを要す
 (第三)、未丁年女子の賣淫を、防制する最良の方法、左の如し
 (イ)姦淫に誘惑せしむるを以て、風俗罪と爲すの年齢を、十五歳までに高むる事
 (ロ)感化院、教育院、若しくは、その他、風俗に對する過失を行へる、

未丁年少女を、入るべき習造物を、増加する事

(第四) 宗教教育の公共道徳に及ぼす、影響を認知するが故に、常に其の宗教教育に附せざるべからざる、重要な職任を、敬重するを要す
(第五) 十八歳未満の男女、未丁なる、賣淫の慣行に依り、拿捕せられたるときは、捜査審明の上、之を裁判所に移し、裁判所は、情狀に依り、其の父母に引渡しを命ずるか、又、其の民法上の、丁年に達するまで、同裁判所の指定する懲治監、教育院、感化院、又は、正實なる私人に、依託すべきか、を命ずるを要す
(第六) 本列國會議は、賣淫の取締に關する問題を、次回列國會議の議題に、掲げられんことを希望す
右にて、第四部議題は、悉皆議了せり、而して、其の散會時、尙、左の希望を議決せり

本列國會議は、出來得べき丈、最近の期限内に、各國の間に於て、就中相隣接する邦國の、境界地方に於て、幼年放免囚、及、放棄せられたる幼者に付、列國間交互保護上の關係を、定められんことを希望す、表す
此の列國間、交互保護のことたる、獨、少年者、及、前記の幼者を扶助するのみならず、尙、是等の者が、速に其の生國に還せられ且、出來得べきときは、其の國の保護會社に、委託せらるべき様、注意するを、目的とすべし

總會議の議決、總、部會議に同じ
又、前記の希望も、同じく採納せられたり
以上にて、列國會議の議決を記述し了はれり、總會議を終はれるは、實に、七月九日にてありき、將に、散會を告げんとするや、議長ジュフロ

ソルボンヌにて、外國會議員に、記念章を交付せり、此の章は、其の表裏に、ミチヌブ女神智の首を現し、裏には、シテセイヌ河に夾まれ、諸裁判所、裁判官サン、ルーイ島シテに隣及、ノートル、ダム寺巴中の大を、見はししものなり
(未完)

前議中の正誤

第一部第二問割註「下」之「ハ」
第一部第六問部會議ノ議決第二項「初會議ニ」ハ「初犯者ニ」誤
第二部第七問部會議ノ議決中「法律、分房ニテ云々」トアル法律ノ下「カ」字ヲ脱ス同項中「瘋癲ヲシテ」ハ「瘋癲者ヲシテ」ナリ

第五回巴里監獄萬國會議第二部
監獄問題に就き提出せられたる
意見書
大和居士譯

佛國ボフシー中央監獄
ラゲツス氏提出

第一問題 囚徒の骨格測定法に係る方法を、擴張統一し、且、此の事に就き、互に協議注意し得べき條件を、調査するを要するか

凡、社會には、貧院より出て、監獄に入り、監獄を去りて、貧院に移り、

氏は、一場の演説を爲して、各員の勞を謝し、各員が善道、文明、及、平和の爲め、盡くされたる熱心と、勢力とは、實に敬服に堪へざる所なり、云々と述べ、且、千九百年、自耳義國首都に、開するべき第六回の、列國會議にて、再會を期する旨を告げ、是れにて、全、閉會とはなりぬ
會議員が、巴里滞留中は、要緊觀察にて、日も、亦、足らざる有様なりき、今、其の重なるものを舉ぐれば
六月二十九日、即、閉會の前日、大鐘樓の宮殿、エリサーにて、會議員一同招待あり、翌日曜日には、編制委員ホテル、コンナチンタル旅館にて、外國會議員の饗宴あり、七月二日、大統領夫婦、エリサー宮に、列國會議の役員、并に、各國政府代表者中の、主席者を饗せらる、三日別立の汽車にて、會議員の多くは、ムロンに到り、中央監獄を視、夫より、フオンテブローの離宮に到り、隨意に、宮園を遊覽して後、晚餐の饗あり、此の日、又、一部の會議員は、パンテオン寺コンシエリエリ
獄エングアード墳墓のある所等を觀、小荊船にて、サンタル宮に出て、晚餐の饗を受け、セーブルの、陶器製造所を見て、歸る、四日午後七時半、佛國監獄協會より、外國議員一同を、エツフェル塔上に招待して、盛なる饗宴あり、六日サンテール及モンテツソンの地方監獄を觀る、舟にて、ベツタに到り、サンワシエルマンなるヘンリー王第四世の、觀臺上にて、晝餐の饗あり、七日ドール、及、ギイオンに、幼年監、及、中央監獄を見る、幼年監の庭上にて、馳走あり、此の夜、内務大臣夫婦より、晚餐の招待あり、翌日留置監に到り、囚徒骨格測定法を觀る、此の夜、外國會議員一同、編制委員を、晚餐に招待す、九日巴里市役所にて、饗宴あり、盛況を極めたり、十日内務省事務總監局長等、外國會議員送別の爲め、マルマリウムに、夜會の備しあり、此の日、議長ジュフロ氏は、

社會の救助を受けずしては、須臾も、獨立の生活を営むことを、得ざる厄介者、極めて多し、これ、貧困、不徳、疾病、老衰、不經驗に基因する所にして、社會の進歩上、實に歎すべきの根柢なりと雖も、亦、如何とも爲す能はざるものなり、此等の人物は、骨格測定法を以て、之を類別するを必要とす、今日に於けるが如く、法律を以て、分擔責任を、明かにせざる時代に在りては、病院と監獄とを混同して、罪囚と等しく、瘋癲患者を、監獄に收容せり、而して、各官衙も、亦、常に下等賤民の風習を見るに馴れて、聊、怪しむところなく、其の不幸と、不徳とに從ひて、之を類別する等のみを爲さず、兵營の如きに至りても、屯嚼はしむるに、酒を以てし、其の醉に乘じて、欺き察りたる傭兵の、屯集所たるに過ぎざりき、故に、病院と云ひ、兵營と云ひ、共に監獄に等しき有様にして、到底今人の想像にだも、及ばざることなりき、今、一例を擧げて、之を證せんには、第十三世路易王の創設に係る、「ピセー」トル一館の如き、初めは、廢兵を容るるが爲めに、建設せられたりと雖も、後には、病院と、監獄とに併用せられて、瘋癲患者、癩瘡患者、徒刑囚、淫賈女等の、身体的患者も、道徳的患者も、皆、悉く一屋の下に、棲息するの奇觀を呈したり、斯く病院と、監獄とを、混同する時は、身体の疾病か、治療するを得べきも、精神を腐敗せしむるの弊あるを免か、れず、故に、假令、其の種類に從ひて、入院者を、隔離したるにも拘らず、其の精神上に、一種の思惟すべき病風を、養成發達せしめ、遂に、大革命的の時に當たり、過激黨をして、一大慘劇を、演ぜしめたるものは、實に病院と、監獄とを、混同したるに、基因するなり、爾來、星移り、物變りて、世の進歩するに從ひ、全く其の性質を、異にする所の病院と、監獄とを、混同するの、極めて危險なるを覺り、今日にては、絶て、其の

應を學ぶ者なしと雖も、而かも、病院、貧院、監獄等の間にある、隠然たる關係に至りては、尙、今日と雖も、依然として、消滅するべきならし、故に、此等公會の構成、並に患者、貧者、囚徒の取扱方法の如きは、必、此に一途に出でざるべからざるを以て、職を司法、警察、實民救助、幼者保護、衛生事務に奉ずる官吏は、宜しく、司獄官と協同して、保護救助の手段を、強壓の手段を、一致せしむるを要す、目下巴里府に設置せらる、委員會は、各關係官署の、代表者より、組織せられたるものにして、時々會合して、一致の方針を取ることに、努めつらあり、又、典獄、貧院長、瘋癲院長の間に、交換する所の、報告書の如きは、其の効力著大なるものにして、被告人の責任を、判定する場合には、裁判上に便利を與へ、患者若しくは、囚徒に係る場合には、司法上に、便利を與ふるも、影なからず、殊に、不良兒の教育に任ずる、官吏に在りては、其の兒の出身原因を、知り得るの、一大便宜を得べし、凡、不良兒の不徳、又は缺點を、檢束抑壓せんまには、必、先、其の惡念の、天然に發したるものなるを、或は、父母の遺傳に、よれるものなるを、識別せざるべからず

以上述ぶるが如くなるを以て、余は保護、衛生、救助、強壓の事務に、干與する各官吏が、互に交換する所の、通信報告は、成る可く、容易簡便ならんことを切望す、必竟此の如き事業は、各當局者の好意と、熱心とに依るにあらざれば、成就し能はざるものなり

佛國ソーンヌ、エー、ロワール縣

放免囚保護會社長

モーシヤム氏提出

- 給養費 八分の三
- 補助賞給 八分の一
- 酒保料 八分の一
- 出獄積立金 八分の三
- 第二級 再犯囚 八分の三
- 給養費 八分の三
- 補助賞給 十六分の三
- 酒保料 十六分の一
- 出獄積立金 八分の三
- 第三級 累犯囚 八分の三
- 給養費 四分の一
- 補助賞給 四分の一
- 出獄積立金 八分の三

佛國サーン、ヒール農業監獄

ナツンワロー氏提出

第四問題 囚徒は、工錢を受くるの權利を有するか
又、工錢の所得金は、各囚徒に屬すべき、一定の部分と、賞與の名義にて、最、精勤なる者に、與ふべき部分とを、除きて、首に、同級囚徒給與費に、充用せざるべからざるか

凡、勞働には報酬なかるべからず、是、專、近世社會に行はるゝ所の、一

第三問題 刑期中作業を、義務と爲さる所の自由剝奪の刑を、採用することを得べきか
作業は、總の監獄にて、秩序、豫防、勸善、衛生の基本として、緊要欠くべからざるものあらざるか

刑期中、作業を、義務と爲さる所の、自由剝奪の刑は、單に初犯の結果たる、短期の刑に限るべし、其の他の部類に、屬する囚徒にありては、秩序、豫防、勸善、衛生の基本として、作業に従事せしめざるべからず、但、其の作料は、従前よりも、引上げ、且、短期刑の監獄にても、常用作業を廢して、請負作業と爲すを真とす

第四問題 囚徒は、工錢を受くるの、權利を有するか

囚徒の工錢は、先、給養費を控除して、第一級に屬する者には、八分の一を給與し、第二級に屬する者には、六分の一を給與して、其の殘金を、出獄積立金と爲すべく、又、第三級に屬する囚徒、即、累犯囚に對しては、工錢の全額を舉げて、出獄積立金に充つべし、其の他、作業に精勤なる者には、賞與の名義を以て、若干の賞給を與ふることを得べしと雖も、此の賞給は、條件付貯金帳に記入し、滿期放免後、一箇年を、經過するも、更に處刑を受けざる時にあらざれば、之を本人に、交附せざるを真とす

三級囚徒の工錢使用表

第一級 初犯囚

大原則なり、故に、作業に従事する囚徒は、工錢を受くるの權利を有す、何人たりと雖も、自己の利益とならざる所の事業に、銳意従事する者は、なかるべし、囚徒と雖も、亦、然りとす、若、夫、囚徒には一切工錢を給與せざるべし、社會に在りて、自由の身たる時に於てすら、只管、義務を免れんことを、努めたる彼等をして、愈、勞働心を萎靡せしめ、社會を敵視するの心をして、益、深からしむるに至るべきやと必せり、政府の事業の爲めに、囚徒を使役するも、亦、一個人の事業の爲めに、之を使役するも、彼等は、必、云はん、社會は、我等が處刑を受けたるに依りて、利益を得るものなりと、揚々として、聊、耻づる所なからむ、然り而して、假令彼等が、作業に従事するとす、其の律と懲罰とに、檢束せられて、止むを得ず、其の責を塞ぐに過ぎず、熱心なを以て、之に従事するものあらざるなり

囚徒は、工錢を受くるの權利ありと雖も、其の全額を舉げて、悉、給與するものにあらず、必、先、其の所得金を以て、彼等が處刑を受くるに依りて、社會に負はしめたる損失の全部、若しくは、一部を償ふの義務と、被害者に對し、損害の幾分を、償還するの義務とを、負はしめ、次に滿期出獄の用意として、資本を造るの義務を、負はしめざるべからず

現行監獄則に於て、各級の囚徒に課する、作業の所得金の十分の一の、控除金の如きは、給養費の一部を、囚徒に負擔せしめて、社會の利益を、保護するの手段たるに過ぎず、到底、囚徒が受くる所の、優渥なる衣食費を、償ふに足らざるなり、今、囚徒の被服品を見るに、良民の衣食に、優れるとみる多きのみならず、十分の一の、控除金にありては、囚徒の作業所得金中、國庫に屬すべき割合、區々にして、各監獄一様ならざるの缺點あり、等しく、同級の囚徒にして、甲者は、僅日に四十參の費用を、

政府に負はしむるに、過ぎざるも、乙者は、日に八十參の費用を、政府に負はしむるの差あり、此の差等をして、均一ならしめむに、總の監獄に於て、同一種類の作業に付、一定の作料表を、採用するより、他に真法あるを見ず、然れども、工業は、地方によりて、異なるものなれば、之に一定の作料表を、適用することは、極めて難かるべし、故に、各因徒をして、同一の工錢を得しめむには、政府陸海軍、其の他の諸官省の工事に、此を從事せしめざるべからず、若、作料を一定するを得る時は、各因徒の所得金中より、正しく其の給養費に、必要の金額を、控除するふを得て、最、精勤なる因徒は、政府の費用を償却したる殘餘金を以て、其の補食物を、購求するを得べし、抑、罪囚にして、貧民に優れる給養を、受くるの理なき、故に因徒をして、其の給養費を、償ふの義務を負はしむるふに、努めざるべからず、是、一には、再犯を預防するの大長策とす、何とせば、一度監獄に入りて、其の衣食の粗なる、服具の薄き、工錢の安き、其の比にあらざるを知らば、今日の如く、好んで、再三監獄に入る者の跡を、絶つに至らん

余は、既に、因徒が、其の惹起したる損害の幾分を、償還すべきの義務を、有することを述べたり、此の償還の事は、治罪法第六百二十三條に、掲げらるゝも、難し、本條は、獨復權の事に適用せらるゝに止まされり、如何なる理由の存すありて、條件付の放免を、請願する因徒、並に刑の輕減を請願する因徒に、本條を適用するふとせざざりしや、余は實に、之を了解するに苦しむ、其に免れ角も、因徒は被害者として、損害を償還すべきの義務を有するや、明かなり、是、亦、作料を受くべきの、權利ある一証と、なすに足らむ

因徒に、作料を受くるの權利を與ふる理由は、重に、其の満期出獄の用意

として、資本を造らしむるの、必要あるに、因れるものなり、入監中に、數日の糊口を、維持するに足るべき積立金をなしたる放免囚にして、眞實に、稼業に従事せん欲する者は、永く正道を守ることを得べきも、資本もなく、常職もなき放免囚にありては、然らず、喜反知己には、謙忌せられ、其の頼らん欲する者よりは、拒絶せられ、怒、失望、憂鬱に陥り、我が本心と、裁判官とに對し、絶體絶命、如何とも爲す能はざるの、窮乏に迫れり云ふ、口實を作用して、遂に、復、惡事を行ふに至るべし、然れども、徒に積立金を爲さしむるのみにては、出獄するに當たりて、忽、之を浪費するの憂あり、故に、數中の條件を設けて、其の用途を、取締らざるべからず、此の事は、第三部豫防法の、第一問題に屬するを以て、本問題を論ずるに當りて、之を詳述すべし

以上述ぶるが如くなるを以て、工錢中より、其の幾分を控除するの制規は、給養費を、政府に償還せしむる爲めにもせよ、満期出獄の用意として、資本を造らしむる爲めにもせよ、必、之を各因徒に適用するを要す

作業に服する因徒をして、同級の因徒中、年齢若しくは、疾病の爲めに、作業に服するを得ざる者に、屬する給養費をも、負擔せしむるに至りては、實に、公平なる取扱となすふを得ず、實與の名義にて、最、精勤なる者に、與ふる賞給の如きは、此の不公平を、消却するに足らず、故に、壯健にして、作業に従事する因徒には、必、規則上許す限りの、金額を給與して、自己一身の費途に使用せしめ、決して、之を同級因徒の給養費等に、充用せざるを要す、且夫、因徒の作料たる給養費と、賠償金を、控除し去れば、其の手に殘るるところ、實に些少の額たるに、過ぎざるなり

佛國ボフシー氏中央監獄典獄

ラヂツス氏 提出

第六問題 紀律上の懲罰は、如何なる法式、及、如何なる條件にて、之を言渡し、且、之を適用するを要するか

凡、入監の因徒は、權利を減殺せられたる人物にして、民法上に於ては、一種の幼者若しくは、不能力者に外ならず、然れども、刑法上に於ては、名譽ある公民と、異なるところなく、何れも取捨をも加へずして、之を適用せらるゝ、又、一方には、國民の代表者たる、陸海軍人は、普通人民の爲めに、構成せられたる、裁判廳に比すれば、更に嚴重裁判管轄に付せらるゝ、現行の制度に依れば、破廉耻罪を犯したる爲めに、除隊せられたる兵卒は、監獄にて、軍籍にありし時より、却りて、寛和なる處刑を受く、聯隊にて、伍長に暴行を加へたる兵卒は、死刑に處せられ、假令、減刑せらるゝも、二十年の禁錮を免れず、然るに監獄に在りて、看守を殴打したる者は、僅に、十五日の禁錮に處せらるゝに過ぎず、又、中央監獄にて、看守の時計を、窃取したる者は、裁判所にて、輕禁錮に處せらるゝに止まると雖も、軍隊にて、時計を窃取したる者は、五年以上、十年以下の懲役に處せられたるが上に、減等を附加せらるべし、故に、同一の犯罪にして、軍隊にありて、之を行ふ時は、嚴刑を受け、監獄にありて、之を行ふ時は、寛刑を受くるに過ぎず、實に不公平の極と謂はざるべからず、是、監獄にて犯したる重罪に付きては、特別に刑法の制定を、必要と爲す所以なり

軍隊は、士官に於て、之を解釋適用するにあらずや、然らば、特に司獄

官にして、監獄刑法を、解釋適用するの權を、委任せらるゝことを得ざるの理あらむや、然りと雖も、余は、決して監獄にて、通常裁判所の權を、停止せん欲するものにあらず、唯、重罪、及、輕罪の種類に従ひて、管轄の限界を定めむことを、切望するに過ぎざるなり

總、重罪事件に付きては、其の被告人を、重罪裁判所に移すべきは、勿論なり、然れども、特別陪審員の組織に至りては、教育と云ひ、官職と云ひ、位置と云ひ、經驗と云ひ、共に事實鑒定の正確なる擔保者たるべき資格を、有する人物中より、之を擧げざるべからず、往時メルン中央監獄の一人囚徒が、犯したる謀殺事件に就きて、組織せられたる、セーエー、マルン縣の、或陪審員の不都合の如きは、余の常に、心に印して、忘るゝふと能はざる所なり、殺人罪は、自白すべからざる風儀より、生したる怨恨の結果に過ぎざりき、然るに、其の陪審員は、都府の下情に疎きを以て、狼狽に涉る、微密の審問を爲すに當り、證人等が、陳述する所の詞を、少しも解する能はずして、一言ごとに、其の意味を、裁判長に質問せり、而して、充分酌量すべきの、情狀あることを覺らず、

只管、其の場合の稀有にして、且、惡む可きの所爲なりと信認して、酌量減刑を與へず、遂に、二十一歳の可憐兒をして、無差しく、死刑に處せしめたり、嗚呼、此の陪審員は、是等の不徳が、如何に下等社會に、傳播しつゝあるかを知らず、且、ふれより生ずる感情、怨恨、復讐の念の、如何に甚しきものなるかを、知らざるなり

特別重罪裁判所は、監獄にて、行へる重罪、及、輕罪に付き、監獄刑法の規定したる刑を、適用するに止まるべし、此の裁判所に於て、特に審理すべき犯罪は、左の如し

一、官吏又は准官吏に對する凌辱

二、抗拒又は不従
 三、輕竊盜
 四、廉耻に對する凌辱
 五、政府に屬し又は第三者より、委託せられたる被服、器具物件の曲用、若しくは毀損
 六、脱獄又は脱獄未遂
 七、職業の拒否
 八、讒訴又は暴告
 九、貧命又は暴暴の教唆
 十、係員、自由人又は囚徒に對する暴行

各裁判事件の書類、並に裁判宣告書は、或場合に於て、受刑者の控訴により、巴里府に設置せらるべき、控訴裁判所に移さるべし、而して、宣告する刑の期限は、二年以上に渉ることを得ず

控訴裁判所の上座權、及、判事の職務は、法官に屬托す、陪席判事に至りては、府内の司獄官中より、之を任するふことを得べし

海外通信

●佛國元老院議員列國會議副會長
 テオフヒル、ルーセル氏よりの
 來簡

ロゼール縣
 アルフ井エット城にて

十月八日
 テオフヒル、ルーセル
 大日本監獄協會庶務委員長長屋又輔殿
 貴 下

質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、每號逼く、寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、甚、遺憾なりと雖も、亦、編者をして、此の遺憾あらしむる程、會員諸君の、精誠なるを思はゞ、編者、豈多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は、左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、編者、敢、諸氏に對して、紙面を吝むと謂はんや

要件

- 一、質疑と應答とは、必、別紙に認むるを要す
- 二、文體は、何れも、簡明なるを貴ぶ

拜啓、八月九日付を以て、御發送相成候貴翰は、拙者が、二三週間、田舎に罷在候爲め、後れて其の地に、到着候、因て、不取敢御懇切なる御通知(長野氏が、當會庶務委員長なられたればなり、先般通)に對し、謝意を表し、且、貴下をして、石澤氏の後を受け、東京集治監獄、及、日本監獄協會庶務委員長となられたる、御決定に對し、信實に稱讚する所に御座候

拙者は、列國會議の議事報告に關する出版書中、貴會の御送與に係る書類中の、脱落を訂し、佐野氏の名を、之に記入せしむる爲め、時を誤らざるやう、巴里に歸着致すべき積に御座候、實に佐野氏に對しては、拙者の、宜しく謝せざるべからざる所に御座候、拙者は、何れ其の内、佐野氏の著作より、採萃して、博士院の道學、兼、政學翰林院(拙者は、其の會員なり)に送るべき、一の通信文を草するの、機會あるべしと存候、該採萃書は、固より、拙者が列國會議に、提出したるものよりは、尙、詳密に致すべく、之を以て、貴會の幹事(即、佐野氏のみ)に對し、盡くすべき敬意を、表明することを、怠らざる積に御座候敬具

加地鈔太郎譯

質疑

第一號 道樂生
 獄則逸犯者懲罰會議に、教師師席し、科刑の參考として、該囚人の狀況等を、詳述するは、何れの監獄署も、同一ならん、然れども、彼の懲罰の輕重にまで、立入りて、彼是容喩するに至りては、少しく、妥當を得ざるかの感なき能はず、斯道先覺の高教を乞ふ

第二號 全
 假出獄中、重罪輕罪を犯したるときは、直に其の出獄を、停止するの法例あるも、免幽閉者に對する、此の場合の制裁なきは如何

第三號 全
 刑事被告人と、懲治人とは、刑法刑事訴訟法等によりて、之を知るを得るも、囚人とは如何

第四號 長野縣 優 悠 子
 決行、及、放免時に於ける、居房の方法は、能く囚人の邪念を掃蕩し、優等なる思念を、發作せしむるに足るか、將、現行刑法ミ、相駁編背戻するの嫌なきや否や

第五號
 日々囚徒の行狀を、觀察するに際して、善良なる囚と、不真なる囚との區別は、如何なる標準を以てせば、明瞭に知り得るか、余淺學にして、未、その何たるを知らず、幸に會員諸氏の教示を乞ふ

第六號 和山生
 獄則處罰執行中の者に對し、書信の贈答は、之を許すか、許すものとせば、父母の妻に遭ふ者、其の執行を、中止するものなるか、政明教を仰

第七號

全

囚徒の犯則は、多くは、看守の不注意より、出づるものと思はる。果して然らんに、囚徒のみ責罰して、看守をば、賞賛す云ふに至りては、理に適合せるの據あり、然れども、犯則を捕發せしは、注意の結果なれば、勿論、看守を賞せざるを得ずこの論者あり、何れも正當なる、大方君子の明教を乞ふ

第八號

在青森 護 獄 迂 夫

官吏服務紀律第四條一項に、退職後と雖も、奉職中にある官署の、機密なるをも、漏洩するを禁ずとあり、若、漏洩したるときは、如何なる罰裁ありや

應 答

●露岳生の質疑に答ふ

(前號一號二號參看)

法學士 錦 岱 生

一、假令、外國人と雖も、接見せしむべき、必要あることを、典獄の確認したるときは、許可せざるを得ず、斯の如き場合には、敢、内外人の、別あるべきにあらす、尤、其の言語は、立會官吏に於て、明晰に解得すべきものに限ると、論を俟たす

●第八十八號南陽生質疑第三問に答ふ

洋々 散 士

全人、又、質疑して曰く、罰金千圓のものにて、換刑處分となりたるときは、輕禁錮二年を、超過することを得ず、此の場合には、殘金二百七十圓の罰金に、對する處分法ありやと云ふにあり、散士以爲へらく、此の場合に、二年の換刑を、執行し終れば、千圓の罰金を、完納したると、同一の効力を有するものなり

●全上

道 樂 生

換刑對二年に處するにて、殘餘の金額は、即、本人の利益に歸するものなり、此、金刑と体利とは、其の自由名譽の上に、到底彼と、比較すべきものに、あらざればなり

●全上

土 居 臥 牛 生

附加刑なり、主刑なり、總体財産刑にして、其の高幾千百萬圓に上るとも、之を以て、實の自由を失はしむる禁錮にて、償却せんには、二年の長日月は、實に充分なる代價たるなり、立法者は、誠に斯く思へるなり、一圓を一日に折算するは、已むを得ざるまの窮手段なり、故に、若、二年以上の禁錮に迄、及ばざれば、ならぬ犯罪ならんには、戒刑官は、直に禁錮なり、懲役なりの處刑を、宣告するもならんと思ふなり

●全上

在信濃 漢 洲

千圓の罰金を、刑法第廿七條により、換刑せしときは、即、二年の輕禁錮に處せしめ全様、二年間、執行を了せば、釋放し、二百七十圓に對する措置は、無きものなり、千圓を換刑せば、即、千日、二年と二百七十日に相當す雖も、二年の輕禁錮にて相殺し、他に處分の途を、

應 答

二、別房に留置したるもの、引取人ありたるときは、其の身分の如何に關せず、典獄は、之を拒むことを得ず、再犯防遏、若しくは、不良の交際を、杜絶することに、勗むるは、典獄が公徳上の注意なり、法律の明條は、徳義上の美善と雖も、曲庇する能はず、故に、引渡したる後は、唯、行政警察の責に任ずるのみ

●前號質疑第七號第十號に答ふ

(前號參看)

法學士 狛 介 生

七、懲治人にこそ、賞譽の規定あると、必要とすなれ、蓋、毀譽褒貶の、感動力強きものは、懲治人、最、然り、故に、賞譽規定を設け、感動力を利用して、懲治するの必要は、囚人に於けるよりも、有効なり、賞譽は、刑の有無に關係せず、是を以て、余は懲治人に、賞譽の規定なきは、別に理由あるに非ずと思考す
十、定役因餘罪の爲め、拘留監に移されたるものは、囚人として、待遇するや、論を俟たす、故に、居所異なりと雖も、居所に應じて、刑罰の執行は、嚴正に之を爲すべきものとす

要せざるなり

●本誌第八十八號南洲生第一問に答ふ

在福嶋 驚 蘇 生

本問は、要するに、刑法第十六條に、違背したる者な、處分すべき法規ありや否やと云ふにあり、右に就きては、明治廿四年内務省令第十一號を以て、其の處分法、及、同條中(但、式を用ひて)と云ふ、其の式の所謂、程度等を、規定しあるを以て、之を適用すべきものと信す

●全上

在信濃 漢 洲

本問は、南陽生の第二問と全一なり、全生の實義に對する解説にて、明かり

●全上

洋々 散 士

南洲生質疑の要點は、南陽生の質疑と、同一なるを以て、茲に、之を畧す

●全上

在下野 世 界 愛 民

刑死者の遺骸を、式を用ひて、葬りたる者の罰則如何と、是は、明治二十四年、内務省令第十一號第二條に、所轄警察署の許可を得ずして、刑死者の爲め、公然祭祀を行ふことを得ず、但、親族の香花を供するの類は、此の限に在らず、全第四條に、前各條項に違背したる者は、二圓以上、二十五圓以下の罰金、若しくは、十一日以上、二十五日以下の輕禁錮に、處す可ある故、該條により、罰せらる可し

●全上

探 洋 隱 士

明治二十四年七月二十七日、内務省令第十一號を參照せば、明瞭ならん一問は、南陽生に對する答辭にて、了解すべし

●全上

道 樂 生

●全上

土居臥牛生

下附せられたる刑死者の遺骸をば、親戚故舊の輩が、刑法の規定に背きて、公然とを用ひて、葬りたる時の制裁は、勿論、法文に見はず、然れどもその制裁に就きて、云々するは、予は餘り、杞憂たるかの如く、思ふなり、全体、微細の犯罪迄も、發見すべく、注意を凝らせる警察官の眼陣を、予は誤覚化せる程、隱匿なる公然の式を用ひて、葬儀を営みりて、予は何とて、法文が、禁止したる、かの有害の分子を含めりては、考へらるること、能はざればなり、若、葬送の途中、巡査の目に觸れれば、彼は容赦なく、之を制止すべければ、彼等は、却りて、赤恥を晒らすとなるべし、さらば、普通、先、無きとならん、之あらば、刑法第二條は、之に答へんのみ

●第八十八號南洲生質疑第二問に答ふ

洋々散士

全入質疑して曰はく、有賞表者、獄則に違反したるときは、規定の優遇は、斷然停止す可きこと云ふにあり、此の問題は、其の場合に於て、區別せざる可からず、例へば、減食處分にして、有賞の飲食を爲さしめば、増、罰せざるも、同一の結果を生ず、然れども、屏禁罰の如きは、有賞の飲食を爲さしむるも、屏禁罰の性質に、違犯せざるを以て、不可なしと思考す、依りて、絕對的に、優遇を停止するに及ばず、只、犯情と、處罰の性質とに依りて、酌罰せざる可からず、と思考す

●全上 在福島 驚 蘇 生

本問の場合に於て、其の處罰執行上、差間へを生ずる部分に、止むを得ず、停止すべしと雖も、然らざるものは、敢、停止すべきに非ざるなり、何とならば、有賞表者を、優遇するものは、其の囚人羈日の善行を、

●全上

道 樂 生

賞與せし結果にして、正しき既得補あればなり、處罰の執行は、臨時規則の處分にして、監獄則第四十七條に依り、賞表義務に係りし場合を除くの外は、敢、之を侵害し能はざるものと信す、然して、其の所罰執行上、差間へを生ずる部分には、假令ば、屏禁執行を、受くるもの、賞表三個以上を、有したる囚人にして、施行細則第九十六條第五項に依り、既に、志願の作業を、許可し置きたるも、其の業の坐作の業に非ざる如き場合を云ふ

●全上 濃陽 金 華 山人

有賞者獄則に違犯し、處罰したるときと雖も、其の有する所の賞表を、褫奪せられざるものは、勿論褫奪せらるるも、尚、一個以上を有するものは、規定の優遇を、停止すべからざるものと思考す

●全上 在信濃 溪 洲

有賞表者處罰を受けたるときは、規定の優遇を停止する、否かと問はる、然ら、監獄則を見るに、懲罰を受けたるときは、細則第九十六條の優遇を、停止する明文なし、然しながら、減食及、暗室の二罰に付きては、其の明文の如く、減じたる食量の外、鹽湯二品のみを與ふる規定なれば、勿論増茶等を與ふる能はざるは、罰の本休なり、然りとも雖も、受罰者、受罰の爲め、賞表を褫奪せらるるも、尚、一個以上を有するものは、九十三條一項二項三項、其の二個以上を有するものは、其の第四項迄の優遇を、悉、停止する限りにあらずるものと推定す、近來全國各所の典獄聯合協議會等にて、往々受罰者に對する懲罰的制裁を設くるものあるを見る、是等は、必竟當局者の内定に過ぎざれば、吾國獄則の規定

として、認むべきものにあらざれば、其の當否を、茲に論ずるを要せずと雖も、懲罰をして、一層有効ならしめんには、幾分の制限を設くる必要あるべし、然しながら、細則九十六條の優遇を、悉、停止すべきものに、非ざるものと思考す

●第八十八號舒嘯君の質疑に答ふ

在下野 世界 愛 民

一、教誨宗教以外の書籍購讀、若しくは、差入を禁絶するは、信教自由の大義に妨あること、然り、妨あり、若、是等の事あれば、違憲の處置と言はざるを得ず、即、憲法第二十條に、日本臣民は、安寧秩序を妨げず、及、臣民たるの義務を、背かざる限に於て、信教の自由を有す

●全上 道 樂 生

凡、囚人の看讀し得べき書籍の種類は、獄則第三十二條第二項の範圍内に於て、其の所撰を許可すべきものにして、固より、彼の信仰自由など云ふ、大文字の如何に因るものにあらずと信す、若、宗教の如何によりて、之の許否を爲すべきものとせば、又、囚人の奉ずる所の宗旨に反する教誨をも、之を爲すこと能はざるの理なり、然るに、監獄、獨、此の理を埋没して、其の所撰の宗教に反する書籍の看讀を、拒絶するは、寧、放恣の處置を爲すものなりと、評せらるるも、辯解の言ならん可

●全上 土居臥牛生

該疑問は、他に異なりて、虚構して、迷惑せるもの、流亞に非ず、思ふに、氏が在る所、月形の集治監に於て、典獄が現に把れる方針にて、氏は物言ひて見たく考へしより、遂に本誌へ投ぜられたるならんか、若、眞に一典獄が、奉ずる宗派心のために、差入れの書籍に迄、影響を及ぼ

すことあらば、そは言ふ迄もなく、大體事なり、大不都合なり、信教自由の大義云々は、何にせよ、一休監獄に教誨師を置けるは、決して、宗門擴張のためのものならず、佛の僧侶連を、教誨師に擇ぶるは、現時の都合、便宜の上より、來れるものたるを知らば、彼等罪囚が、娑婆に出て、再、害他人をなせざる迄を、最低度として、道念發生歸善の、人間とならしめんが爲めに、教誨の必要と認めらるる、理窟を識らば、少なくとも、監獄則に明許したる丈の、現行法律書類、總の宗教道徳修身書類は、自由に當然差入を許可せざる可からざる筈なり、況、拘禁の身も、信教自由の天賦の大權利は、其の神聖を、保有せらるべき權利を、有するをや

●全上 洋々散士

散士以爲らく、典獄は、監獄の秩序を害するが如き書籍は、之が差入を禁する可なり、然れども、典獄が、執る所の以外の、宗教に關する書籍なるを以て、差入を許さずとの、單純なる理由を以て、差入を許可せざる時は、我憲法規定の、信教の自由を、害するものと思考す

●全上 在信濃 溪 洲

典獄の執りて、現に在監人を、教誨せんとする所の、宗教以外の宗教に關する書籍購讀、若しくは、差入を禁絶するは、信教自由の大義に妨げなきかと問はる、在監人雖も、意中心中、如何なる宗教を信ずるも、差支へなし、其の己れの信ずる宗教に關する書籍の看讀を許可せられざるは、聊、信教自由の旨趣に叶はざる嫌ひなきにしもあらずる如くなれば、購りて考ふれば、看讀書籍に至りては、一に典獄の選擇する所に、據らざるべからず、看讀書籍、制限を加へればこそ、強、信教自由の、大義に戻る嫌ひは非ざるなり

寄書

看守反省錄

異山生

逃走の好機會

甲乙両囚あり、逃走を企謀して、未、果せず、甲囚曰く、事は神速を貴ぶ請ふ、共に今夜を期して、逃走せん、乙囚之に答へて曰く、逃走は余か、元、熱望する所、然りと雖も、未、好機會を得ず、好機會に乗ざれば、恐く將來悔を取らん、甲囚之を制して曰く、汝何を恐れて、然か躊躇するか、三更月睡るの時に至れば、巡回の看守は、其の足の向ふ所を知らず、踰垣將に、倒れんとするの狀、廁の隅より、往々、瞥見する所ならずや

異山曰く、看守は、木偶人視せられたり、木偶人にあらずんば、奮她一番、囚人をして、常に畏縮せしむべし

看守、囚人に弄ばる

囚人、屏禁の罰に處せられ、無聊に堪へず、其の體を散せんと欲して、一日看守に向ひ、問ひて曰く、御承知の如く、予は久しく、在監の身となり、世の中の事情を知らず、聞く所に依れば、昨年以來、日清の戦争始まり、我國の騷擾一方ならざりしも、今や、漸、平和克復せしむ、然れども、結局我國の敗北に歸せり、予輩罪囚の身ながらも、誠に遺憾に堪へず、此の結果、我國は如何なるべきぞ、看守之に答へて曰く、吾々我國兵士の勇敢なる、豈、彼豚尾奴に、敗を取るの理あらんや、昨

談しつ、ありし所へ、俄に靴音の聞ゆれば、看守は、其の話を中止し、何に知らざる眞似して、監門の所へ出づれば、辰儀既に午後四時を報じて、他の看守が、交代に來りたるなり、今の看守は、之を見るより、あの看守長が、巡回に來たかと思つて、喫驚した、君なら君と、何ぞ早く云はなんだ

異山曰く、看守たるもの、囚人が、妙舌に乗せられて、職務以外の事柄に、口を開くが如きことある可からず

工錢給與の方法如何

囚人看守に向ひ、工錢給與の方法如何を問ふ、看守之を知らず、然れども、眞逆知らずとも答へられず、知りたる振して、答へらく、工錢給與のことは、内務省の達にして、其の作業に於ける所得額を折半し、其の一半を、囚人に給與し、他の一半を、監獄の費用に、供するものなりと、左も得意らしく、説明しければ、傍なる囚人は、之を聞きて、笑止に堪へざるも、慙と笑を隠して、看守に向ひ、諍に謂ひて曰く、予は、曾、某地監獄に在りし頃、其の所得高を、十分し、重罪囚には、十分の二、輕罪囚には、十分の四を給與し、其の餘を以て、監獄の費用に、供するものと聞きつるが、其の後、改正にでもなりたるかと、重ねて問ひ掛けられ、看守は、益、當惑したるが、俄に頓智を出して曰く、以前は汝の云ふ通りなりしも、昨年本監の達に依りて、改正せられたり

異山曰く、我國の看守には、斯の如く、醜態なるものは、一人もあらざるべしと信すれども、多くの看守中、經無き云ひ難き場合あり、看守たるもの、平生職務上、必要の法律規則は、研究し置くべきものにふせ

其の罪何れか重き

年七月、彼國と戦端を開きし以來、未、曾、戰敗せしことなく、戰へば勝ち、攻むれば取りて、遂に遼東半島は、我國の所領に歸せり、囚人之を聞き、頗、愉快らしき面容を呈して曰く、果して然るか、然らば、予が曩に聞きたることは、全、反對なりき、而して、其の勝利を得たる方は、如何なるべきか、看守曰く、戰勝國は、其の戰敗國に向ひては、何事も要求の儘なるべし、囚人曰く、然らば、我國より、清國へ向ひて、何を要求せしか、看守曰く、土地は遼東半島、及、臺灣を、我國の領地となし、猶、二億方面の償金と、其の他、我國に便利なる諸種の條約とを、締結したり、囚人曰く、然らば、我國は、大に土地を擴充したる道理ならずや、看守曰く、無論然り、大に土地を擴充したり、然りと雖も、花には嵐さでも云ふべき、我邦人の切齒扼腕に堪へざるこそ、起りたれ、夫は何か云ふに、三國同盟と云つて、露亞西と、獨逸と、佛蘭西と、申合はれて、日本へ向ひ、遼東半島は、元の如く、支那國へ還付すべし、然らざれば、永遠に東洋の平和を保持するふと能はず、若、之を還付せずんば、三國力を競はせて、得、日本と戦端を開くべしと、申込めたり、之を以て、我國は止むふと得ず、遼東半島に至りたり、然るに、臺灣と云ふ所は、兼て島國なりと聞けるが、果して然るか、看守曰く、然り、臺灣と云ふ所は、我國の西南位に在り、九州大の島國なり、囚人曰く、徒利流利の囚人は、島地に發遣すると、法律に規定せり聞きたり、自然に、我國の囚人を、臺灣に移すに至ることはなるべきか、看守曰く、其の事は、早く新聞紙上に顯はれたる問題にして、監獄を臺灣に移すを、利とするか、不利とするか、議論ある趣なれども、未、何れとも、定らずと、餘念もなく、囚人と交

看守或日、囚人の犯則を認め、之を告めて曰く、汝何ぞ非法を亂ししか、坐法を正しくすべしとは、兼て汝等に命ぜし所ならずやと、囚人叩頭謝して曰く、知らず、識らず、實に背き、誠に相濟まず、請ふ之を恕せよ、看守は、猶、聲を荒くして曰く、相濟まずとは、何事ぞ、濟まずと知らば、何故坐法を亂すぞ、汝は今回のみに限らず、屢、犯則するものなり、知らず、識らずとは云ふもの、其の實、汝は正坐の爲め、足痛に堪へずして、故意に犯しものなり、決して、之を恕すること能はず、余は、今、之を看守長に報告して、減食三日位の懲罰に處すべしと云へば、囚人も短氣もの、告められて、一應は、低頭叩謝せしも、看守は之を措かず、益、聲を高くし、叱責したるが、胸に障りたりと見ゆ、顔を赤らめ、看守に向ひ、許さずと云は、強ひては乞はず、然るに、只今、再三犯則したりと、故意に犯則せしと云はれたるが、此の以前、何時頃何々の件を犯し、又、故意にしたりとは、何等の事實を以て、之を明言せらるるか、是等のことは、全囚に對しても、聴入る所なれば、明に答辯を願ひたしと迫りければ、看守は、少しも益込み、人は何事も知らずと思へるか、汝が犯則せし事實は、明に身分簿の上に、記載せられたり、又、汝の良心に問ひても、判然すべし、汝の如き習慣犯者は、何時も、言を他事に托して、巧に官吏を瞞着し、其の罪を免れんとするは、汝等の慣手慣なり、然れども、汝等如き、淺智の者に、瞞着せらるるが、如き官吏は、田舎の監獄ならば、いざ知らず、當監にては、薬にたくとも、求め得べき所にあらずと、看守は、少しく、囚人を嘲弄しければ、囚人は大に憤激し、何に習慣犯者など、誰に向ひて云へるか、貴機官吏と、威張り廻れども、看守何物か、巡查兵卒の餘物奴、僅に八九圓の月給頂きて、何に威張るか、囚徒と云ふ、我等が、

監獄に居ればこそ賞讃が、囂口するところも出来得べし。若し、監獄に、囚徒が居たら、賞讃等社會に出て、何事をする、賞讃等如き、厄介物は、社會に居たら、音を交ふるものだにあらざるべし、之を思へば、賞讃等の爲めには、囚徒は、命の主とも、旦那様とも、言ひ方なき、貴き囚徒様なるも、囚徒様に向ひて、無禮申すなご、罵詈雑言しければ、看守は、之を開捨にならず、益々急込んで、黙れ、云へど、叱れど、聞かばこそ、果ては、車夫馬丁の喧嘩の如く、看守と囚人とが、互に惡口の言ひ比べを爲す所を、傍なりの囚徒は、之を聞き兼ね、看守を憐し、囚徒を止め、漸に事鎮靜したりも、嗚呼、囚人の暴言、素より怒す可からずと雖も、之を誘發したる看守の罪、亦、少からず。

異山曰く、看守は、常に見識を高くし、苟、囚人と同等の位置に立ち、互に、相争ふが如きことある可からず、看守たるもの、平生、寡言にして穩なれ。

●別天生の看守養成説を讀みて所感を述ぶ

島 隱 生

別天生厲聲一番、茲に所謂看守者謂ふ、囚人を監視する、恰、淺草にて、鐵圍内の猛虎を監督する番人の如き、無能力者を謂ふに非ざるなり、斯の如きものは、無教育の痴漢漢の極、愚も、尙、能く、之を爲すを得、此の筆法を以て、囚人を御せんとする者、誰かまた、監獄の看守者と謂ふものあらんや、我輩今日、殆、之に類する者なきかを疑ふ、茲に、所謂看守者謂ふ、囚人を遇する、恰、牛馬の如く、之を驅逐し、之を鞭撻し、些の閑あれば、以て威の乘すべきを示し、叱咤厲言、彼等をして、奔命に疲れしむるものを謂ふに非ず、斯の如きものは、昔時の所謂牢番、能く之を爲すべしを得べし、如何ぞ之を以て、今日の監獄に於け

る、看守者と、謂ふを得べけん、我輩今日、殆、之に類したる者なきかを疑ふと嘲り、又、警察監獄を視察したる當路者に聞く、紀律其の他、一般知能の點より、概言すれば、看守は、巡査に比して、大に劣るもの、如しと雖も、今日の實況に徴するも、巡査採用試験に、意を得ざる者去りて、身を監獄に投じ、看守中、少しく志ある者は、飄りて巡査となる者、比々、皆、然りと論下し、遂に之の救済の方法として、外形的注入と、内心的修練との二法を、示されたり。

如何にも、御尤千萬、頂針的の御明論、敬服の外なし、併、明治聖代の今日、昔時牢番的看守者は、恐らくはなる可しと倍す、如何んとならば、舊監獄時代なれば、いざ知らず、現行監獄則の如きは、第二回の改正にして、懲戒教化の方針を執り、學理と経験とにより、醜復審議、多少の年月を経て、發布せられたるものにして、歐米各國の監獄に比するも、豈、遜色あらんや、我、近時監獄のこと、嗚々として、世人の口頭により、當路者、亦、大に斯の事業と注目し、銳意熱心、獄事の改良を謀りて、競争場裏に立つ列國と、斯の事業の輪流を、試みんと欲するの今日、争てり、舊時代の牢番、或は獄卒、又は鐵圍内の猛虎を、監督する番人、其の人の如き、看守者のあるべき謂はれなし、若し、別天生の言はるる如く、果して、此の如き看守者ありとせば、夫ぞ、一刑は偏頗に失し、寛慢に流れ、殘酷に迷るの恐なき能はず、之、司獄社會の大敵なるを以て、諸君と共に、鼓を鳴らし、析を撃つて、我社會より、放逐せざるを得ず、抑、今日我國の監獄が、駭々として、長足の進歩をなしたることは、歐米各國の、共に認むる所にして、今同佛國巴里にて、開設の第五回萬國監獄會議派委員小河滋次郎君の、通信を散見するも、明かり、該會にても、我國監獄の沿革、及、現況等、副會長「ルツセ

ル」氏調査主任にして、調査せし結果は、開會の當日に於て、劈頭第一に演説せられたるに、滿堂の注意を惹き起し、非常の面目を施し、と云ふ、是、皆、當路者が、銳意熱心に、指導せられたる効果と、又、監獄専門家、我國の一クローチー翁、活洋君の技能の光明なりと雖も、抑、又、監獄組織の要素たる、看守諸士の、勤勉努力の結果にあらずして、何ぞや、別天生も、兵に士卒なきんば、兵と謂ふ能はざるが如く、若し、監獄に看守なしとせば、監獄なきに均しからんと謂はれたり、然るに、別天生は、言を爲して曰はく、予輩は、今日監獄の現状に於て、眞個の看守なきを憐む、偶、之ありとするも、一監獄僅に三四の看守者あるのみと、果して然らば、此の二三寥々たる看守にして、此の盛事を爲す歟、余は、別天生の言を疑ふ、又、看守採用規則、或は教習規則の點に於て、巡査に比し、嘲、差異なしとせずと雖も、此を以て、一概に、知能も、品性も、大に劣るもの、如しと罵り、或は、巡査採用試験に、意を得ざる者は去りて、身を監獄に投じ、看守中、少しく志あるものは、飄りて巡査となるもの、如く、放言し、略に彼優ららん、隨分看守採用試験に落弟せしもの、巡査試験に及第せしものあり、又、巡査より、看守に轉ぜしものなしとせず、然るに、世人、皆、看守採用規則、或は教習規則は、簡易なりと想像し、隨ひて、紀律其の他、一般知能の點に至るまで、彼此の間、優劣あるもの、如く、思惟するは、甚、迷惑の至りに堪へず、幸に這回看守採用規則の改正に遇ふ、此の機に乗じて、教習の方法（大體、別天生の第二策の如きものにて可ならん）、及、講習期間（巡査と同期間）を改正し、益、改良の途に進まば、庶幾くは、彼優此劣の誇りを免るべし、是、鳥隱生が、急激の改正を希望して、止まざる所以なり。

因に記す、監獄の諸課長は、一二の臬治監を除くの外は、七八給俸の書記看守長をして、課長の位置を占めしむ、是、各府縣に於ける、普通の屬官、又は警部の俸給なり、豈、課長の位置に、相當する俸給と云ふべけんや、剩、我々が、頭首或は主宰と歎く所の典獄は、如何、高等官に、相違なしと雖も、概れ最下級俸給なれば、京堂誦誦して、列任課長と云ふ、是、世人の司獄官に負はしむるに、下等官吏の稱號を以てする所以なる歟、一身を擧げて、監獄改良の犠牲に供する所の、高尚潔白なる志士仁人の眼中、豈、俸給の厚薄あらんや、而も、彼此權衡を失するの嫌あり、當路者の意見、果して如何

●看守押丁諸君に告ぐ

在滋賀 平 居 北 迷

吾人は、現今の囚情を、詳細觀察し來れば、多くは、在監人の舉動、何となく、看守押丁を輕視するの弊あり、甚しきに至つては、彼、自身に、官吏の品行を品評し、途中に出逢ひては、一般路人の如き觀あり、思ひて茲に至れば、寒毛豎立して、裸身冷汗を覺ゆるなり、暴慢無禮は、彼れの固有性と雖も、是、強、在監人の惡しきに非ず、必、其の原因の起る所以あつて存す、吾人をして、忌憚なく、彼が輕蔑する起因の一を云はしめんか、看守押丁諸氏の有する資格なく、品行たりと謂ふて、威重なるを、彼に君威せられたる結果、自然此に及ぼしたりと謂ふを、憚からざるなり、嗚呼、泉源濁れば、下流隨ひて濁る、下流の清を欲せば、泉源に濁つて謀れども、古人の言行に非ずや、人にして、威重なくば、才德學殖の君子と雖も、人之が言行を信せず、子子一輩の人と同じく平々凡々、敢、誇るに足らざるなり、況、身、自、在監人を威護し、之が操範を示し、彼をして、摸せしめざるべからざる職責を有する、看守

押丁諸氏をや、故に曰はく、威を重すべし事を知る者にして、品行の重きを知る、深重にして、事を處する者、古より敗を取りたる者、未、之あらず、善惡是非を比較し、之が判別するの定見なくして、漫に甲者の言に動き、或は乙者の行に動くが如き輕舉は、司獄官としての弱點、ふれより恐るべきはなし、故に、輕舉事を爲して、周章狼狽するが如き小人の失敗を取る勿れ、請ふ、天下の看守押丁諸君、幸に、猛畜する所あれ、斯く記するの吾人も、平素輕侮を受けつゝある一人なり、而して、吾人其の眞相を暴露し、敢、憚らざる所以の者、看る者之を諒せよ、草して、爰に至れば、行文滯澁、殆、讀むに堪へざるなり、其の文の拙なるを咎めず、寸意の存する所を汲まば、幸甚

●看守俸給額の改正を望む

在滋賀 涓 埃 生

勅令第百六十九號は、端なくも、吾人の耳目を聳動せしめたり、吾人は竊んで、該勅令の發布されしを深謝す、然れども、こは、未、以て吾人の希望を充たすに足らざるなり、吾人は、尙、他に大々的希望を抱けり、而して、此の希望たるや、決して一私人の爲めにあらずして、國家前途を慮りてなり、社會の大勢を變みてなり

戰勝の結果、我經濟社會は、非常の緩急を來し、人氣、亦、大に振揚せり、而して、その反影として、諸物價目に、益、昂騰し、今や、殆、其の底止する所を知らざるに至る、於是乎、小給官吏の困憊、其の極度に達せんとす、故に、一家を支へんには、勢、他に収入の道を覓めざるべからず、事態斯の如くなるが故に、一意専心、全力を拵けて、職務に盡瘁するも能はずして、計を二途にして、力を二岐にせざるを得ざるに至る、是、蓋、已むを得ざるの數なり

く言へば、論者、亦、難して曰はん、貴説可は可なりと雖も、餘り嚴格を失するが故に、反つて人物を得んを難するべしと、然れども、斯くの如き方法、何んぞ嚴なりと云はん、權、嚴なりとするも、之を凌ぐ能はざる程の人物は、曷ぞ頼むに足らんや、併、看守の待遇法、従前の如くんば難せん、然れども、愚説の如く改正せば、論者の懸念は、杞人の憂のみ、豈、難からんや、斯くの如くにして得たる、看守を以てせば、獄事の精神的改良の期、豈、遠からんや、國を憂ふる志士、乞ふ願慮一番吾人の希望をして、満足せしめよ、國家の爲め、切に渴望に堪へざるなり

●在監人の食量、及、品種は成るべく一定すべし

在滋賀 世 話 燒 童子

在監人の取扱は、如何なる陰徳の事端と雖も、凡、行刑の効力に、其の影響を及ぼさるは莫し、而して、其中、尤、甚しき者を、飲食物なりとす

近頃、監獄事業の進歩するに隨ひ、耕作場を起し、低廉の資金にて、莫大の食用品を作り、廉價なるの故を以て、多量の食物を給與して、犯人の空腹を充たして、犯人の健康を保全せんと計る向あり、童子以へらく、右の舉たして、美は美なりと雖も、其の故を以て、犯人に多量の食物を給與せんば、童子は養成する能はざるなり、犯人とせば、刑法一なるが故に、行刑の方法も、亦、一權ならざるべからざればなり、然り原料の廉と不廉とに因りて、食物に多少の差を生ずるは、平等均一を欠くものにして、行刑の主旨に適するものにあざればなり、童子、曾、之を囚人の私語に聞く、一某監獄は、食物充分なれども、某監獄は

備、我監獄社會の經歷を按ずるに、從來の看守は、一意職務に飲食を忘れ、改良に汲々たりしにも拘はらず、未、一の見るに足るべき者あるなし、併、今后と雖も、形而下の改良、即、獄舎の改正、服裝の改正、絹織の改正等、凡、看守以外の手に依りて、作らるゝものは、或は之有らん、然れども、形而上、即、監獄事業の主腦たる、犯人を善化せしむるの點に就きては、些かの見るに足るべきものなけむ、何となれば、其の衝に當たる看守、既に憊れ、且、衰へ、其の力及ばざればなり、否、寧、適當の人物に乏しければなり、故に今にして、十分の策を講ぜずんば、監獄社會の前途、頗、懸念に堪へざるなり、如かず、看守の内顧を絶ち、其の實力を涵養せんには、吾人乞ふ、敢、左に一案を獻せん

看守に、年金下賜の規定あり、是、蓋、看守を獎勵して、永く其の職に在らしめんとする意なん、然れども、其の金額、甚、些少なるが故に、其の効驗絶てあるなし、故に、今回斯然此の制を廢し、月俸の最下級を拾圓とし、最上級を拾五圓と爲すか、將、十年勤続して、退職せし者には、一時金三百圓を下賜し、尙、他に、月々月俸十分一の手當金を、支給すべし、斯くせば、看守たる者は、皆、其の地位に安んじて曰はん、儼、斯くの如くせば、無類書生の一時糊口を凌ぐが爲めに來る者、昔日に倍獲せん、是、實に取るに足らざる雅言なり、論者乞ふ、幸に安んじ、吾人に一策あり、他なし、看守教習規模の擴張、即、是なり、吾人は、教習生の月俸は、従前の通、六圓とし、其の教習期限を延長して、六ヶ月を爲し、其の三分の二を、學術の教習期とし、残り一分を、學術の復習、及、實務の教習期とし、篤く其の品行を取調べ、將來司獄官吏として、耻ぢざる者に限り、試験を嚴にして、採用すべし、斯

不充分なり、又、其監獄の食物は、不味なれども、某監獄は佳味なり、故に同じ刑を受けるならば、食物の充分にして、且、佳なる監獄の在る地を撰び、其の地に、犯罪するに如かずと言ひ居りしを、是、唯、囚人の私語に過ぎずと雖も、備、囚人其の者の性質上より考ふれば、右私語の、克く其の心底を穿てるを知るに足らん、果して然らば、食物に多少と、其の味に優劣あるとは、刑罰を公平に執行する上に就きて、實に遺憾あるのみならず、各地方の經濟、及、其の安寧の上に被る所の害、亦、甚、夥なからざるべし、故に、監獄にて、如何に多量の食用品を作り出せばとて、宜しく、其の價格を、時の市價に照らして、(但、高價なる時に限る、廉價なる時は、平均量を超過すべからず)給與すべし、記せよ、公平は行刑の主旨なるを、事態小なるに似たれども、其の實、決して然らず、記して、當路者の一考に供す

●獄事を改良せんと欲するには、同僚の親睦なるを要す

在川越 雲 突 生

古語に曰はく、知つて言はざるは、不忠なり、知らずして言ふは、奸佞なりと、宜なる言や、余は案山子然たる痴漢にして、之を言はんぞ欲するの學才、固よりなし、然れども、現任看守の職を奉じ、是迄の経験に徴するに、亦、多少の所見なきにしもあらず、凡、獄事の改良を計らんと欲すれば、須、同僚相親睦し、同心一体して、事をなさる可らず、同心一体、以て事に當らんが、如何なる難事と雖も、是が功を奏する、敢、難きにあらず、然るを、之に反し、甲若せんぞ欲すれば、乙左りに、丙東にせんぞ欲すれば、丁西に、甚しきに至りては、同僚の欠點を抽出だし、針小棒大的の言を以て、吹聴し、或は自己の利を得んと欲して、

他人を陷害し、罵詈雑言を捏造し、離間策をなさんとするの風體男子らしく、表面攻撃するの氣力なく、腐敗女子の行爲をなし、如何に天性とて言へ、少しは自己の良心に愧ぢざるか、如斯思想を有する人而獄心的の看守は、聖代の監獄に、固よりある可き筈にあらず、然れども、若し、假りにありとすれば、彼の人而獄心的の看守は、些し良心なき擧げにして、監獄改良の目的を妨退する、有害無益の動物と言はざるべからず、如斯思想を有し、且、意見を異にし、到底其の効を奏すると能はざるは勿論、支離滅裂して、實に專制政府の下にある、怪獄の状況を呈せざるも、亦、知る可からず、試みに思へ、大洋を航する船にして、甲右舷と稱を取り、乙左にせんぞ欲して、碇を取らば、船は轉々して進路を失ひ、遂に颶風に遇ひて、怒濤の食む所となるに至らん、凡人、人として過失なしと、斷言するを得ず、若し、たらんば、狂人なり、語に曰はく、聖人の胸に七竅ありと、況、凡人をや、故に同僚は、相親睦み、猜疑の念を捨て、努力せざる可からず、同僚諸士以て如何とせん。

●看守部長の徽章に付きて

道 樂 生
 錦繡を以て、土芥を包む、固より、其の可なるを見ざる雖も、しかも、之を包むべき價值あるものを、包むに於ては、何の妨が之あらん、由是觀之、司獄官吏の服装を改良すべしとの世論は、強、之を拮据するに及ばざるべし、今、總ての服装改良論に付きては、姑、擱き、差同彼の看守部長の徽章如何を願つるに、果して、能く部長たるもの、職責を表明するに於て、相當の服飾を爲すに足るべきものなるか、否か、生は、其の當否に迷はざるを得ざるなり

すると一般、其の眞授業手を得る能はざる、亦、宜なり、是、蓋、架空の虚説に非ずして、實務者の、毎に實歴する所なり、世に所謂良教師を得んことを、必、先、正式の學科を修めしめ、高尚なる人物を製出するに非ずや、授業手の的當なるものを得んと欲せば、豈、須く、其の待遇をして、看守同等、否、寧、該上位に置かざるべからざるの必要なしとせんや、否、斷じて爾くならざるべからずと、確信す

●週四上に就きて

網走 岩倉 矢一

自由刑執行上、分房制、雜居制、其の何を是取非排すべきかに就きては、何とも、未、其の全能を認むる能はずと雖も、蓋、近世進歩發達せる監獄學上の定論として、雜居拘禁法の不可なるも、是、殆、何人も、之に向ひて、疑を容るる所にあらざるもの、如し、勿論、治獄上全体の頭腦なり、骨髄なりと謂ふも、不可ならざる、我、監獄則第十九條は、明に之が規定を嚴にすも雖も、彼の歐米諸國の聲に倣ひ、分房拘禁の方法を、實行せしめ、果して、能く刑の目的を達し、治獄の精神を貫徹するものと、期すべきか、須く卓上討論の資格を離れて、實際に就き、具に審査精究を要すべき一大問題なりと謂はざるを得ず、惟ふに、我が監獄則に於て、百尺竿頭一步を進めて、分房拘禁法を採用せざりし所以のもの、は、建築其他、管理上諸般の用度に向ひて、一時に莫大の資金を消費せざるを得ず、國の經濟の上にて、之が實行の至難なるより、出來得べきだけの最低限度を示したる精神なりと解して、大差なかるべしと信ず、故に、地方の情況に由り、經費其他、諸般の關係に於て、差支へなき限は、更に進んで、分房制を施行するに至るも、常に違法の事たるのみならず、却りて、監獄則の精神に適合するものなりと謂ふ

免れざる所なるのみならず、看守の上座として、看守長に亞ぐの待遇を受くる丈の、職威を擡ぶ、部長の表章として、太、不備の感なき能はざればなり、斯く云へば進、生は、敢、妄に、其の華美ならんことを望むにあらず、抑、彼の徽章の要道如何と問はば、即、其の職責も、他に異なる点あるを、一見甄別せしむるにあるの外、大に威權を示し得るものならざるべからず、然るに、彼、寸餘の赤絨たるもの、之の威權を示すもの具となすを得るか否かを、證し來らば、其の形体に於て、單に、異様の感を惹起するの他に、少しの威權なるものあるを見出さざるなり、否、寧、木の葉煎餅の價だも、之なしと云ふを憚からず、此に於て、當局者に望むに、部長の徽章は、恰、軍隊に往々見受くる所の、彼の實表にして、威權ある腕章に擬して、作られたるものに改め、部長の服地は、全國畫一に、皆、紺絨とせられんことを乞はんとす、記して、斯道同感の士に告ぐ

●授業手の待遇に就きて

福岡 逸 名 氏

分掌例の指示する所に仍れば、授業手は、其の階級押丁の次席に位し、監獄吏員中の、最下級に列す、而して、其の職掌の奈何を顧みれば、實に囚人に直接して、日毎に其の技術を教示するのみならず、亦、實に監獄吏員たるべき要素を、具備して、嚴正律の下に運動し、模範の好例者たり、技藝進否の檢視官たり、將、上官に申告者たり、行刑者の一部に干かる等、其の責任の重大なる、寔に他斯道吏員の職責に、劣らざる底の、關係を有するものなり、然るに、其の待遇よりすれば、懲れに、漸くに、班を監獄吏員の末に列するに過ぎず、恰、是、疑人の兒童を制せんとするが如く、僅に其力の述べざるが故に、一時忍んで、之に屬

も、敢、過言にあらざるべし
 罪惡の傳播は、傳染病の傳播より、尙、一層迅速にして、且、危險なり、人心の同じからざる、猶、其の面の如し、既に二人以上の犯罪の集合ありとせば、甲は乙と、其の犯罪の度を同じうせず、程度の同じからざる所は、則、恰、冷温相異なる所の空氣が、毛髪の間隙を通じて、其の平均を保たんとする的作用あるが如く、相面すれば、忽、言語形容、其他種々なる微妙の機動に由りて、犯罪的思想の交換を遂げ、罪惡傳播の結果は、終に小惡を化して、大兇となし、微罪を變じて、大罪となすに至るを免れず、之等は、如何に詳細なる類別法を施すも、管理上混淆錯雜を來すとせん、終に全く、罪惡傳播の弊を、防遏するに至らざる、能はざる所以なり
 頃日、有資者を遇するに當り、階級法を設け、施行規則第九十六條に附加するに、壹級囚は(實表四個以上)の選房后、寢臥時迄、貳級囚は(實表三個以上)の日曜日、祭日に限り、寢臥時迄、宗教教育、其の他役業に關する事柄を、低聲に雜話することを許す
 有資者を優遇するは、監獄則第四十一條、全施行規則第九十六條の規定する所にして、所謂階級主義の獄制を參酌し、待遇檢束上の便宜、受賞者の利益を計り、且、歸着者をして、平囚に接觸して、其の誘惑する所とせらざらしめ、同類相獎勵して、其の改過修善の正路を、進行せしめんぞ欲するにあるは、勿論なりと雖も、週四上、假令、數多の實表を有するとは謂へ、寢臥時迄、宗教教育、其の他役業に關するの雜話を許すの點に至りては、予は、聊、鄙見なき能はず、靜肅、且、緘黙は、在監人の常に服膺すべき、第一の要義たり、此の要義は、晝夜に論なく、且、同房者に對しても、亦、堅く之を遵奉せしめざる可からざるは、既

●辨妄一言

在東京 鐵心狂士

M生君あり、本誌第九拾號の誌上に、「鐵心狂士に一針す」てふ、所説を掲げて、懇々狂士に非教せらるゝ所ありたり、筆鋒剛健にして、文意簡明、一讀して、熱心監獄事業に従事せらるゝ好真友たるを知悉す嗚呼M生君足下は、狂士が不肖を捨て給はず、告ぐるに、謬論譎論を以てせられたり、狂士至愚と雖も、嘗、感激せざらん、而して、垂教の意の如きに至つては、狂士は、謹んで尊々服せんと、然りて雖も、M生君の所説、少しく狂士の意に背くあるを如何せん、否、狂士は、一面足下の忠言を謝するに同時に、一面其の妄を辨せざるべからざるものあり、M生君足下よ、請ふ狂士をして、一言論述する所あらしめよ

足下曰はく、「狂士は、本誌第八拾七號の紙上に借り、治獄改良上、悲しむべき現象と題し、聞くも思はしき怪聞を流布せり云々、頃者足下は、自己の技能を恃み唯我獨尊の人物となり、自己の分限を忘却し、苟我意に滿ざるあらば、針小棒大説を捏造し、他人を中傷し、社會を欺かんとするものにあらずるを疑ふ云々」と、嗚呼、足下の此の言をして、願はくば、眞事實ならしめよ、而して、狂士が所論、全く針小棒大説を捏造し、他人を中傷し、社會を欺かんとするに出でたる毒文たらしめよ、狂士は、足下が鐵心狂士なる一の狡奴を、權變、否、筆誅して、本誌論壇場裡より、驅逐せしむるを喜ぶと同時に、誠に國家の爲め、否、治獄改善の前途に向つて、慶賀すべきの現象として、欣喜奉祝せん、然りと雖も、如何せん、事實は、不幸にも、眞事實として、歴然證明せられつゝあるを如何せん、狂士が治獄改良上、悲しむべき現象と題し、大呼

に、表白して、大呼嘯時、嗚、當局者の注意を喚起せし所以なり、狂士は、類鈍至愚、固より技能あるものに非ず、學識あるものに非ず、自己の技能の恃み様なり、何を苦んでか、針小棒大説を捏造し、他人を中傷し、社會を欺く如き、卑劣手段を之爲さんや、否、無益の言を弄し、奇を新ひて、貴重なる本誌の誌上を汚さんや、唯、言辭の激切不遜なるは、狂士が不文の然らしむるを、率直氣鋭の然らしむる所なるを、了知せられよ、M生君よ、狂士は、眼中正議あるを以て、他を知らず、故に狂士が所論、不文淺薄の嘲りを免れざるも、常に、正義の範圍を超越せしことなし、M生君よ、狂士は、徒に針小棒大説を、捏造するが如き、卑劣的小人輩にあらず、又、自己の不平を洩らさんとして、他人を中傷し、社會を欺かんとするが如き、婦女兒の小膽者にもあらず、漫に、奇説を弄して、貴重なる本誌上を汚し、得々上官諸氏を、攻撃するが如き、輕蔑者にもあらず、唯、事實を事實として、之を報道し、治獄改良の前途、苟、弊害の眼前に迷るあらば、用捨なく、遠慮なく、之を探究討尋して、攻撃駁論して、是非を、大方諸君の胸中に訴へ、敢、諸賢の高教を乞はんを期するものなり、足下翼くば、愚衷の存する所を諒察し、尙、高教を寄むらんのみ、言辭の、激切に失し、文意の不遜に涉るが如きは、謹んで萬謝せんのみ

●勇氣と粗暴と

在東京 鐵心狂士

看守は、國家の公敵たる、醜態辱猛なる兇漢に直接して、社會刑罰權を執行し、彼、囚徒の運善感化を、期圖し、戒護嚴正、彼等をして、隨の乘すべきなきを、知了せしめ、再犯を、未萌に防遏し、國家の秩序安寧を、維持するの職責を、有するものなるが故に、常に身命を、犠牲に供し、

絶叫せし、不祥文字が、端くも、足下に依りて、復活再論する已のむべからざるに至るを如何せん、(狂士が八十七號に論する所の詳細は、かつて、新聞紙上に散見する所、現に某々監獄に、警留せられつゝあるなり)足下よ、活眼を開いて、監獄部内の現況を見よ、公明正大、風紀嚴肅、眞に文明治獄の本體を具へたるもの、果して幾許ある、表面的より、之を觀察し、局外者より、之を遠察するときは、紀律嚴正、風紀振奮、一見不完全の箇所なく、敢、一點の瑕瑾なきが如く、上官其のよを得、監獄其の職に安んずるが如き觀ありと雖も、退いて、裏面的より、之を觀察し、親しき身を監獄に投じて、其の現況を目撃すれば、轉、浩嘆に堪へざるものあり、情實詳細、玉石混同、氣憤あり、識量あるも、却て、排斥せられ、學なきも、情實あれば、其の地位を高め、其の權勢を増加せらる、而して、此に寛にして、彼に嚴に、空しく有爲の士をして、燕趙悲歌の士を學ばしむるに至る、誰、云ふ、監獄部内に、人材なしと、否、人材なきに非ず、伯樂なきなり、嗚呼、人材登用、口に唱ふるも、實行するもの影なきなり、然り而して、以上の弊害は、猶、忍ぶべしと雖も、苟、社會紀律の府たる監獄部内、彼の真民の醜敵たる、憚惡無殘の囚徒を矯正し、懲戒感化、以て真民に復歸せしめ、再犯を、未萌に防遏し、社會の秩序安寧を、維持するの職責を有するの身にして、譬、僅少なりとも、破廉恥の人物が、端なくも、監獄場裡より輩出せしむるに至りては、豈、血淚の潑然たるを免れんや、而して、斯の如き狡奴をして、監獄部内に輩出せしむるもの、其の責、果して何人にか歸すべき、少くとも、上位にある監督者、其の人の不取締に歸すべきや、論を俟ざるなり、於是乎、狂士は、事實を有りのまゝ、

治獄改善の道も、講せざるべからず、而して、其の囚徒に對するや、寛嚴其の中を得、言語動作を慎重にし、忠誠以て、監獄の威嚴を、保持せざるべからず、故に、容姿端嚴、殊に品位を高尚にし、腰劍耀々、劍篋室を脱せざるも、早く已に、彼、囚徒をして、心勝を寒からしむるは、勿論、事に臨んて、周章狼狽するが如き、怯態を演ぜず、泰山崩るも、動ぜず、勇氣を、養成せざるべからず、何を以てか、之を云ふ、請ふ試みに之を論ぜん

看よ、看よ、各地監獄(殊に集治監に多し)内にて、時に兇暴無殘の囚徒が、青天時ならなくに、霹靂を飛ばすが如き、暴舉を演出するあるを、近時の通例を舉ぐれば、一昨年来、警視廳監獄にて、未決囚六名の兇漢が、暴動して、看守内山貞吉、大木源左衛門両氏に、斬殺せられしが如き、東京集治監の囚徒が、全囚を撲殺し、看守が、某囚徒の爲めに、支翁を以て、頭部を打ち割られしが如き、その他、各地監獄内に於ける、此等の出来事を、列舉すれば、決して、夥からずとす、囚徒全志が、格闘看守に、囚徒の打ち合ひ等、算し來り、算し去れば、轉、浩嘆に堪へざるものあり、嗚呼、思はしき哉、斯の如き事實、厭はしき哉、斯の如き怪聞、狂士は、實に筆するに忍びざるなり、雖然、此等の事實、此等の怪聞は、最早、新聞紙之を世に報じ、協會雜誌、之を誌上に論ぜられたり、故を以て、狂士は、本論起草の引例として、已むなく、此の情況事實を、列記するのみならず、抑、此の慘々たる出来事を、演出せしめ、彼、囚徒をして、法を蔑如せしむるに至りしは、其の責、果して何人にか歸すべき、狂士、敢、茲、喋々せしむるも、要するに、峻嚴なる監獄部内に、かゝる不祥、悲しむべき出来事を、演出せしむるに至るが如きは、畢竟するに、其の監獄の不取締を表明し、延いて、全監獄の

願を、失墜せしむるに至るや、諒乎として、明かり、雖然、元來斯の如き、非常出来事は、急遽暴發するものなるが故に、全然責を、當局者にのみ、歸するは、少しく、酷に失するの嫌なきに非ず、故に、狂士は、深く當局者の責任上に、論及するふを為さず、唯、斯の如き、非常の場合に於て、機一髪、大事をして、小事たらしめ、敏捷にして、此の騒擾を、瞬間に鎮制し、彼、兇徒の心臓を挫くもの、一に戒護官吏、其の人の勇氣英断に在つて、存するものなれば、苟、身司獄官吏として、融忍無残の公敵に、直接する以上は、造次顧慮にも、留意警戒せざるべからず、故に、斯の如き場合に當りては、戒護官吏たるものは、須、勇氣を奮興し、機敏活潑に、事を断じ、以て瞬間に、騒擾を鎮壓せざるべからず、徒に、周章狼狽、事に臨んで、畏懼逡巡し、瓊々たる出来事に被創し、若しくは、呼子笛を吹、鳴らして、彼等囚徒に、怯懦なるを看破せられ、小にしては、戒護官吏の体面を傷つけ、大にしては、一般監獄の威厳を、失墜せしむるに至りては、豈、慨然に堪ふべけんや、其れ然り、前述の如き場合、即、非常出来事の、暴發せし時に際しては、正當防衛權の許す限りは、被創して、彼、兇漢を、斬殺するも、可なり、投げ殺すも、可なり、真傷せしむるも、可なり、否、寧、其の勇氣を、嘉賞すべきものなりと雖も、反之、平常に於て、瓊々たる小事、即、彼れ囚徒等が、反則に就いても、單に譴諭するか、或は處罰處分の報告を爲せば、可なるに、彼、囚徒等に對して、戒護するに、殆、反目疾視し、若しくは、仇敵視し、苟、反則等の處爲あれば、先、之を鞭撻し、足をして蹴踏し、甚しきに至りては、帶鎖を以て、脚のまゝ毆打し、加之、命、報告して、處罰執行を、求むるが如き看守者なきに非ず、其、斯の如くんば、何を以てか、彼、囚徒等を矯正せん、否、運善感化は、

●看守諸君に一言す

猛進生

看守の職務は、劇務なり、痛務なり、勞務なりとは、吾曾の日常耳にし又、本誌に散見する所にして、殆、監獄社會の、弄々的一種の流語と、輕視せらるゝの觀なき能はず、茲に於てか、吾曾は、聊、諸君に一言せん、社會萬般の事務に當る、必や、多少の困難痛痒を感ずるは、數の免、れざる所にして、之、掌務上、必然の事理ならんか、請ふ見よ、征濟の軍士が、美談赫々、寒風凜々たるの時、干戈烟燭の間、整然たる

下の嚴規、能く其の掌務を勵行したるの當時は、實に未曾有の困難、劇甚なる痛痒を感じたるは、諸君が常務の比に非ざるを、又、見よ、彼の田夫の如き、生平、殆、過日なく、如何なる劇寒烈暑と雖も、終日田野に耕稼し、雨雪更に懸念せざるもの、如しと雖も、亦、多少の艱難痛痒の、之に伴ふも、諸君が暖衣執務の勞と、將に百倍するものあるを、其他、世間諸般の業務には、必や、至當の勞苦、之に伴ひ、勞苦、即、業務なるは、苟、生業の爲めに、出でたる、人生の必や觀念せざる可からざるも、又、言を要せざるべし、勞苦、豈、獨、看守の職務のみに限らん、然るに、諸君の云へる劇務とは、其の語美、何邊に存する乎、吾曾、又、付度する能はずと雖も、些々たる小困難、微々たる痛痒を感じたりとて、直に、取りて、劇と稱し、勞と云ふが如きに至りては、其の職責を盡すものと、云ふを得ざるべし、諸君が、僅々たる困難、痛痒に沮喪して、銳々たる神氣を、挫折するなく、勇威猛進、百難を打破し、他意怠慢なく、職務を執行せられんことを、斯道の爲め、吾曾の千願萬祈して、止まざる所なり

●又々看守服制の改正を望む

在川越 雲 実 生

看守服制の改正を望むてふ聲を聞くこと、既に久し、然れども、未、ちが改正の進に達せざるは、費用の許さざる点にあるか、將、必用あらざる点にあるか、煙散霧消、谷間に響く、鈴と消は、行き、近來、亦、是を唱ふるの士なきに至りては、百たび、千たび、絶叫するも、改正せんと欲する、其の筋の耳を、變動せしむる能はざるを以て、茲に拋棄せられしならんか、吾輩、亦、一毛を以て、磐石を押すの感なき能はずと雖も、少しく、茲に所見を述べ、服制は、威嚴を備ふるの一

具なり、かるが故に、警察に於ては、夙に服制の改正ありたり、今、試みに、看守と巡查とを、兩列せしめ、之が比較を見よ、巡查は、看守より、服の存する、遠に、數等の上に出づるは、三尺の童子と雖も、之を判別すること、論者又は言はん、巡查は、良民に接する官吏なるを以て、從ひて、看守の上に置ざる可らずと、之、看守をして、舊幕時代の、牢番視すと云はれて、敢、採るに足らず、良民は、智識を有し、且、道理を辨へ、(此の中、幾分の馬鹿者あるにせよ、先、大身に)真心を備ふるを以て、敢、服制の如何に關せずと雖も、在監人其の者に至りては、先、十中の八九は目に一丁字だも、解する能はず、辱惡不逞の、無智識無賴漢のみ、故に其の真心の、何ものたるを知らず、只、自己の利益に驅られて、法律の明鏡に照らされたる、所謂一筋縄では、行かぬ惡漢のみ、故に、かゝる惡漢を御するには、須、之を服從せしめ、出來得る丈の、威嚴を付けざる可からず、是が威嚴を付けんと欲するには、速に、嚴然たる軍服に則り、改正せざるべからず、而して、陽に威嚴を示し、裏に法律の許す限り、慈愛を以て統御したらんには、如何に惡漢なりと雖も、争てか之に服從せざらん、實に、威嚴は、服制の如何に存す、故に、又々、看守服制改正の、速なるを絶叫する所以なり

●已決囚徒の犯行爲一問を論ず

和州吉野川岸 如水 軒

A監獄の窃盜三犯、重禁錮一年三月囚、大川涉てふ者、雞鳴三聲、東天紅と報ずれども、朝暾未、地平線下に宿るの且、夕陽西山に暮き、淡烟林外に收まり、秋風颯々、落葉を拂ひ、四顧蕭索、天上近く、晚鳥の啼を求めて歸るの夕、「セヨント」「セヨント」「セヨント」、長針十有餘回、轉、正理

公道の要求する所は、彼をして、汲々炊夫に服役するなり、晚秋一日、夜已に深く、白露漙やかに、綠草に布かれ、蟲吟唧々叢原に嘩しうし、窈窕たる玉兔、蟬娟西山に傾き、天長へ高く、氣清み疎鐘五更を報す、四隣寂々冥々、乾坤無人界の如く、遠天の淋しげに、友を呼ぶの聲牙へ渡りて、哀しげなり、此の目において、彼は

申告書

窃盜二犯重懲罰一年三月四日

大川 涉

右の者明治何年何月何日、午前四時二十五分頃、本因者過日來より、使用ありし者、稗の一部分なる、石油の汚浸せるを干さんとし、炊場竈前側に方りて、火を焚き干しつゝありしが、突然融融氏の變す所となり、狼狼の極、進退其の度を失し、左右に打ち振りありしを認めたるを以て、叱咤一番、ふれを地上に抛擲せしめ、幸に事の大ならずして、鎮定するを得たり、無意犯たるや、明かなれども、事の大にして、危険なりと思料するを以て、御處分奉仰度上申候也

明治何年何月何日

A 監獄署詰

看守 早 耳 間 太

是、大川涉の犯行爲を正さんと、上官閣下に申請する看守の、告發文なり、閣下たる者、如何に、神明なる御處分せらるゝかは、余輩警戒沐浴、以て聞かんぞ欲する所なり

出でたりや、判決御處分の言渡あるや、「向來を戒む」嗚呼「向來を戒む」これ過失にして、無意たるの故か、豈、罪を犯すの意なくして、

犯す者は、其の罪を論せずとや、凡、無意犯に於て、法の罰する者も、否なる者もある、所犯輕微にして、刑罰するの要なき者、所犯加害の大にして、危険なる者、これ其の別るゝ所なり、本間の行爲たるや、罰不罰、決する、何れにあるか、否か、余を以て之を見れば、看守早耳の、上申文の如く、幸なるかな、事の大ならざるを得たるは、僥倖なり、間、寸隙を假さず、若、一步を誤らんか、無殘や、宏壯なる狀事場は、瞬間の下、烏有たるを免れざらんや、僥倖に常なし、實に危険なり、これをしも、危険なりと云はずして、何なか危険なるべき、且は、彼、炊夫なり、此の事實をして、復せんと欲すれば、如何に、身は、獄窓の下、一たび手を擧げ、足を踏み、轉するさへも、峻嚴なる規律に、服従せざるを得ざる自由なしと云へ、彼をして、復し易き、豈、獨、夕飯前の易事のみ、犯し易きなり、豈、汚穢たる稗なりと雖も、官物を火にせり、加害や、大なり、數へ去り、數へ來れば、以上條件、此の數條件、この上告を待たずして、彼を殺さん罪を問ふに方りて、情狀酌量する可なり、其の全免するに至りては、燕雀の余輩、神聰至明なる上官閣下、鴻鵠の志の那邊にあるかを、御伺ひ申すに苦む、又、恐る、朝の自由子は、夕の罪人、昨日は他人の入獄も、今日ば香身の入獄も、入獄期し難き、茲處別天地の大勢ならずや、後日他囚徒の來たりて、此の二の舞せば、「向來を戒む」たらざるを得んや、病を治するは、病なきの日に治するに、若かざるなりとや、豈、將來をすして、可ならんや

六れを要するに、「所犯無意にして、火を濫用するも、失火たるを免れれば、假令、官物を火にすとも、其の罪を全免す」と、これ眞理に適用於、否か、余輩、嘗、刑法學研究中、彼の有名なボチエー氏の、過

失を三段に區別せしを聞けり、曰はく、過失に三あり、重過失、輕過失、最輕過失是なり、平素注意の周到なる者に在りては、決して、爲さる所の過失、之を稱して、最輕過失と云ひ、通常一般の注意を爲す者にありては、決して爲さる所の過失、之を輕過失と云ひ、平常疎忽なる者と雖も、決して爲さる所の過失、之を重過失と云へり、以上三個過失中、最輕過失の如きは、尋常一般の者に、責むるを得ざる所の、注意なれば、之に背きたりて、責罰を負はしめんとするには、重過失、及輕過失の二者に、原因せし場合に、止ごめざるを得ず、云々、本間行爲に、果して疑律し能ふべきや、否や、余輩の迂なる、此の如きの判決に、服従する能はず、茲に江湖賢名の同士に上訴して、公平の判決を希ふと云爾

●精勤証書授與

- 山形縣ニテ左ノ如ク看守精勤証書ヲ授與セリ
- 看守部長 後藤鉄太郎 (本署詰)
 - 全 帖作 惟一 (鶴岡支署詰)
 - 全 看守 岩本 勝政 (本署詰)
 - 全 笹本 連郎 (全上)
 - 全 關 憐次 (米澤支署詰)

各地往來一束

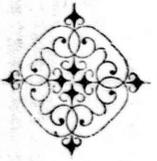
●本月九日、午前九時より、内務大臣は小野田警保局長、安廣秘書官、及目下出京中なる、北海道集治監監典獄石澤氏等を隨へ、先、小官の集治監を、巡視せられ、午後よりは、東鴨に至り、新築の各獄舎監房等を、一々巡檢せられたり

●去る十七日、北海道十勝分監長八田誠明氏は、書記西村氏を隨へ、上京せり

●去る七日、北海道網走分監看守長並木政道氏は、上京せり

官報

- 任岡山縣看守長 賀野 太郎
- 給十級俸 全 看守長 賀野 太郎
- 監獄署第二課勤務ヲ命ス 全 看守長 賀野 太郎
- 依願免本官 三重縣監獄醫 五味 玄調
- 全 依願免本官 三重縣監獄書記 深井三千太郎
- 警習科課程卒業 愛媛縣看守 高木 守久
- 全 依願免看守 豊田 義武
- 看守部長ヲ命ス 西條監獄支署詰看守部長 谷口 惣平
- 月俸拾圓四條監獄支署詰ヲ命ス 看守 福本徳次郎



彙報

● 田支署出獄者の書簡

前科 明治十九年四月十六日、弘前重罪裁判所にて、監守盜事件に付、輕懲役六年の、欠刑判決を受けたものなり
犯狀 青森縣北津輕郡福田村戶長奉任明治十七年三月より全十八年十二月までの間に於て自己が監守する官金三百七十圓を費消し辨償する能はざるより職を辭して去て該地を逃脱し本道渡崎國田郡大中山村字新道橋へ潜伏し名を秋葉清助と偽稱して其踪跡を諱晦したり然るに明治廿二年十月十九日自首して當國田支署に服役する事となり入監已來能く獄則を守り作業精勵改後の狀顯著なるを以て去月二十八日假出獄の恩典を蒙りたるものなり出獄後は専ら農業に従事し居るの事にて此程署長以下看守に至るまで一々禮狀を贈りたり
禮狀 拜啓時下秋令の候御一統續御勤務被爲在候段乍停奉賀上候陳者私儀 去月二十八日假出獄の恩典を蒙り雖有仕合奉存候六年の處罰短くしとせし然るに一日の病休だも致したる事無之至極健全にて歸宅仕候是必竟拘禁中御手厚御保護を蒙り候故深く奉感酬候早速御禮の爲め拜箱可仕座に御座候得共特別監獄中は何れへも参らざる心底に候間右滿期相成候得者被々参詣御禮可申上候先は乍失敬以恩狀を御禮申上度如斯御座候事々頓首
十月五日
署長様 看守長様 教諭師様 看守様
下山 藤太

餘白を借り當路者諸君の平素採職上の參考となし併て何かの犯罪豫防策の一材料とせらんと茲に報告するとなし尤も先年雜誌上に矢張り隱語表を見受けしが或は重復の語句もあらんと思考するも敢て脱畧せざるなり乞ふ諒せられよ
在監人隱語表
看守押丁始め典獄看守長の其人に依りて宛名する如きは少時間流傳するとなれば敢て之れに記入せず

湯	箸	火	餅	エ	墨	杭	水	茶	桶	桶	甘	白	帶
タ	テ	テ	シ	ユ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
タ	テ	テ	シ	ユ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
シ	カ	シ	シ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ

馬	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ

通 語 隱 語

空 服
六服ガヒカワイ、又金ガ無クナルト
シシタガヒカワイ
ナ ゴ ヤ
ウ キ ス
コツバコガハクイ

舟
口上チ極上手ニ進ブルチ
油又ハ膏藥ノ類
贈送者チ打捨テダラチ
破滅シテ逃走スルチ
看護人ハ馬鹿ダカラ殺シテヤレ
看護人ノ銀チ奪ツテ切殺セ
抽繩チ切拂ツテ看護人チ殺シテ
手延シテ足チ取レ
看護人ハ素人ハタカラ尿テモ喰セ

數語及び金錢の附丁

一 二 三 四 五 六 七 八 九
ハヤフリ カツメツタ 丁半 ミツチキアツダ エノフ
ナキシバヤミダリ ゲンコ 正 六ホシト テキ
左ノ方ハ常人ノ車夫ノ用語ナリ參考ノ爲メ記入ス

○勅令
陸海軍監獄看守長及海軍監獄看守服制ヲ裁可シ茲ニ之チ公布セシム
御名 御 璽
明治二十八年一月八日 海軍大臣 伯爵西郷從道
勅令第四號
海軍監獄看守長及海軍監獄看守服制別表ノ通定△
本令ハ明治二十八年四月一日ヨリ施行ス
(別表)

袴		袴		袴		袴		袴		袴	
製式	地質										
長一丈一尺五分 幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分	紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色										

百 圓 拾 圓 一 圓 十 錢 一 錢 圓 圓 風
百 目 十 文 目 一 文 目 一 分 ヨ ン ダ キ ヲ ウ チ ヲ
此ノ語ハ數字ニ金錢ニテ使用スト云フ

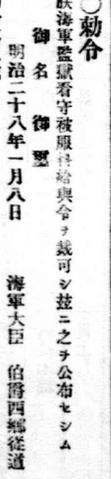
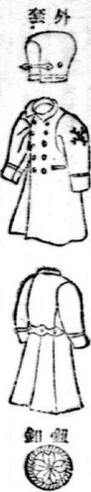
◎高等文官試験科目に就て 元來高等文官試験は第一應募論文に及第
したる後論文、迅速作文口流試験を経たる上本試験にかゝる事にて初
期試験に外國語を入れたり云ふに在り而して之を爲すには以上の
學力を有する云々とあれば外國語を入るゝにも別に六ヶ敷規定も入ら
ざる始末なり又部長、検査官補、地方廳參事官典職司事は特別任用
により直ちに任用し得るゝ規定なるが今後之れを廢止して外國語
を入られんふ、を昨今大學生は希望運動中なりとぞ
(明治二十八年十一月五日輸入日報)

◎石川嶋の建造物 石川嶋の因徒は今回悉皆東郷監獄支署移轉以來何
れも不用に關したるを以て其建造物は東京府廳に引受け近々入札を以
て競賣に附するよし

◎八王子支署の警署式員去る八日警視廳監獄八王子支署の落成式を行
ひ總監を初め警視廳高等官、各警察署長、大日本監獄協會々員、府會議
員、常置委員等臨席し總監、典職、支署長の演説あり午後五時より臨時警
察署長の特施に依り官民大懇親會を催ふしたり

袴		袴		袴		袴		袴		袴	
製式	地質										
長一丈一尺五分 幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分 裾幅一丈一尺五分	紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色 紺色										

海軍監獄看守長



勅令

海軍監獄看守被服料給與令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 明治二十八年一月八日 海軍大臣 伯爵西郷從道

勅令第五號

海軍監獄看守被服料給與令

第一條 海軍監獄看守ニハ採用ノ際被服料金十八圓六十九錢ヲ給ス

第二條 海軍監獄看守ニハ被服保額料年額金五圓六十一錢ヲ給ス

第三條 海軍監獄看守職務上過クヘカサル事故ニ因リ被服ヲ破損若クハ亡失シタルトキハ特ニ金十五圓以内ノ被服料ヲ給スルコトヲ得

第四條 本令施行ニ關スル細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

第五條 本令ハ明治二十八年四月一日ヨリ施行ス

第六條 本令施行以前ヨリ海軍監獄看守ノ職ニ在ル者ニハ本令施行ノ際第一條ノ被服料ヲ給ス

勅令

陸軍監獄留監官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 明治二十八年七月五日 內閣總理大臣 伯爵伊藤博文

勅令第九十八號

集治監留監官制

第一條 東京府下、宮城縣下、福岡縣下及北海道ニ集治監ヲ置キ

北海道ニハ分監ヲ置ク其ノ名稱及位置ハ內務大臣之ヲ定ム

第二條 各集治監ニ左ノ職員ヲ置ク

典獄 監獄醫 北海道ノ集治監ニハ前項職員ノ外分監長ヲ置ク

第三條 典獄ハ一人委任トス內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理ス

第四條 典獄ハ部下ノ官吏ヲ監督シ判任官ノ進退ハ內務大臣ニ具

第五條 典獄ハ部下ノ判任官ノ懲戒ヲ內務大臣ニ具狀シ看守以下

第六條 典獄事故アルトキハ上席書記其ノ職務ヲ代理ス但北海道

第七條 分監長四人委任トス典獄ノ指揮監督ヲ承ケ分監ノ事務ヲ

第八條 書記ハ判任トス本監若クハ分監ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承

第九條 看守長ハ判任トス本監若クハ分監ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承

勅令

陸軍監獄看守被服料給與令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 明治二十八年七月五日 內閣總理大臣 伯爵伊藤博文

勅令第九十九號

陸軍監獄看守被服料給與令

第一條 陸軍監獄看守ニハ採用ノ際被服料金十八圓六十九錢ヲ給

第二條 陸軍監獄看守ニハ被服保額料年額金五圓六十一錢ヲ給

第三條 陸軍監獄看守職務上過クヘカサル事故ニ因リ被服ヲ破損若クハ亡失シタルトキハ特ニ金十五圓以内ノ被服料ヲ給スルコトヲ得

第四條 本令施行ニ關スル細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

第五條 本令ハ明治二十八年七月十日ヨリ施行ス

第六條 本令施行以前ヨリ陸軍監獄看守ノ職ニ在ル者ニハ本令施行ノ際第一條ノ被服料ヲ給ス

勅令

陸軍監獄看守被服料給與令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 明治二十八年七月五日 內閣總理大臣 伯爵伊藤博文

勅令第九十九號

陸軍監獄看守被服料給與令

第一條 陸軍監獄看守ニハ採用ノ際被服料金十八圓六十九錢ヲ給

第二條 陸軍監獄看守ニハ被服保額料年額金五圓六十一錢ヲ給

第三條 陸軍監獄看守職務上過クヘカサル事故ニ因リ被服ヲ破損若クハ亡失シタルトキハ特ニ金十五圓以内ノ被服料ヲ給スルコトヲ得

第四條 本令施行ニ關スル細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

第五條 本令ハ明治二十八年七月十日ヨリ施行ス

第六條 本令施行以前ヨリ陸軍監獄看守ノ職ニ在ル者ニハ本令施行ノ際第一條ノ被服料ヲ給ス

第七條 陸軍監獄看守ニハ採用ノ際被服料金十八圓六十九錢ヲ給

第八條 陸軍監獄看守ニハ被服保額料年額金五圓六十一錢ヲ給

第九條 陸軍監獄看守職務上過クヘカサル事故ニ因リ被服ヲ破損若クハ亡失シタルトキハ特ニ金十五圓以内ノ被服料ヲ給スルコトヲ得

第十條 本令施行ニ關スル細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

第十一條 本令ハ明治二十八年七月十日ヨリ施行ス

第七條 長官ハ屯田兵ノ開墾授産ノ事ヲ監督シ北北海道集治監

勅令

監獄則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百號

明治二十二年勅令第九十三號監獄前第三條中集治監ノ下劃註「北

本令ハ明治二十八年七月十日ヨリ施行ス

勅令第百號參照

勅令第九十三號監獄則(明治二十二年七月十三日官報抄錄

第三條 集治監ハ北海道ニアリ及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其

他ノ監獄ハ警視總監北海道廳長官府縣知事ヲ除ク之ヲ管理ス

勅令

朕警視總監典獄特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百一號

警視總監典獄ノ任用ニ就テハ明治二十三年勅令第二百二十七號及明

治二十四年勅令第二百三十七號ヲ適用ス

勅令第百一號參照

勅令第二百二十七號府縣參事官典獄特別任用令(明治二十三

年十月十一日官報抄錄

第一條 府縣參事官並典獄ハ五箇年以上官務ニ從事シ判任官三

等以上ノ現職ニ在ル者ニ限リ當分ノ内試験ヲ要セス高等試験

委員ノ銜衝ヲ經テ任用スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ高等試験委員ノ銜衝ヲ經テ任用シタル府縣

參事官並典獄ハ高等試験ヲ經ルニ非レハ各地ノ高等官ニ轉任

スルコトヲ得ス

勅令第二百三十七號(明治二十四年十一月二十七日官報抄錄

第二條 明治二十三年十月勅令第二百二十七號第一條ニ依リ府

縣參事官並典獄ニ任用スル判任官ハ現ニ四級以上ノ俸給ヲ受

クル者ニ限ル

勅令

朕監獄典獄特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百二號

集治監典獄ハ滿三年以上上廳府縣典獄若クハ集治監分監長ノ職ヲ奉

シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニ限リ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験

委員ノ銜衝ヲ經テ任用スルコトヲ得

勅令

朕巡查看守宿料給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年十一月二十一日

内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百五十九號

巡查看守ニハ土地ノ狀況ニ依リ一箇月一圓以上三圓以下ノ宿料ヲ

給スルコトヲ得

訓令

内務省訓令第一號

警視總監北海道廳府縣ヲ除ク

明治十八年番外邊巡查看守依限規則第二條ハ左ノ一項ヲ追加ス

前項ノ外五箇年已上若勤ノ者ニハ一週間以内十箇年已上若勤ノ

者ニハ三週間以内特ニ休暇ヲ與フルコトヲ得

訓令

内務省訓令第七號

軍、軍法會議ノ處斷ヲ受ク地方監獄ニ拘禁セラルヘキ者ニ在テハ

軍籍又ハ所屬部隊アルモノハ其屬スル軍衛又ハ部隊所在ノ地方監

獄ノ所屬トシ軍籍又ハ所屬部隊ナキモノハ該團住居地ノ地方監獄

現在ノ住居地ナキモノハ最終ノ住居地地方監獄ニ屬スル儀ト心得

訓令

明治二十八年五月十五日

内務大臣 子爵野村 靖

内務省訓令第十七號

看守採用規則中改正ノ件左ノ通相心得ヘシ

第一條ヲ左ノ通改ム

看守ヲ試驗ノ上採用スヘキモノトス但左ニ記載スル者ハ此ノ限

一 曾テ看守長看守副長又ハ陸海軍監獄看守長ノ職ヲ奉シタル

者

二 看守補助證書ヲ有スル者

三 陸海軍現役滿期下士以上ノ者

四 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ職時召集ヲ解除セラレ

下士適任證書ヲ有スル者

第七條 長官ハ屯田兵ノ開墾授産ノ事ヲ監督シ北北海道集治監

勅令

監獄則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百號

明治二十二年勅令第九十三號監獄前第三條中集治監ノ下劃註「北

本令ハ明治二十八年七月十日ヨリ施行ス

勅令第百號參照

勅令第九十三號監獄則(明治二十二年七月十三日官報抄錄

第三條 集治監ハ北海道ニアリ及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其

他ノ監獄ハ警視總監北海道廳長官府縣知事ヲ除ク之ヲ管理ス

勅令

朕警視總監典獄特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百一號

警視總監典獄ノ任用ニ就テハ明治二十三年勅令第二百二十七號及明

治二十四年勅令第二百三十七號ヲ適用ス

勅令第百一號參照

勅令第二百二十七號府縣參事官典獄特別任用令(明治二十三

年十月十一日官報抄錄

第一條 府縣參事官並典獄ハ五箇年以上官務ニ從事シ判任官三

等以上ノ現職ニ在ル者ニ限リ當分ノ内試験ヲ要セス高等試験

委員ノ銜衝ヲ經テ任用スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ高等試験委員ノ銜衝ヲ經テ任用シタル府縣

參事官並典獄ハ高等試験ヲ經ルニ非レハ各地ノ高等官ニ轉任

スルコトヲ得ス

勅令第二百三十七號(明治二十四年十一月二十七日官報抄錄

第二條 明治二十三年十月勅令第二百二十七號第一條ニ依リ府

縣參事官並典獄ニ任用スル判任官ハ現ニ四級以上ノ俸給ヲ受

クル者ニ限ル

勅令

朕監獄典獄特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百二號

集治監典獄ハ滿三年以上上廳府縣典獄若クハ集治監分監長ノ職ヲ奉

シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニ限リ當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験

委員ノ銜衝ヲ經テ任用スルコトヲ得

勅令

朕巡查看守宿料給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十八年十一月二十一日

内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百五十九號

巡查看守ニハ土地ノ狀況ニ依リ一箇月一圓以上三圓以下ノ宿料ヲ

給スルコトヲ得

訓令

内務省訓令第一號

警視總監北海道廳府縣ヲ除ク

明治十八年番外邊巡查看守依限規則第二條ハ左ノ一項ヲ追加ス

前項ノ外五箇年已上若勤ノ者ニハ一週間以内十箇年已上若勤ノ

者ニハ三週間以内特ニ休暇ヲ與フルコトヲ得

訓令

内務省訓令第七號

軍、軍法會議ノ處斷ヲ受ク地方監獄ニ拘禁セラルヘキ者ニ在テハ

軍籍又ハ所屬部隊アルモノハ其屬スル軍衛又ハ部隊所在ノ地方監

獄ノ所屬トシ軍籍又ハ所屬部隊ナキモノハ該團住居地ノ地方監獄

現在ノ住居地ナキモノハ最終ノ住居地地方監獄ニ屬スル儀ト心得

訓令

明治二十八年五月十五日

内務大臣 子爵野村 靖

内務省訓令第十七號

看守採用規則中改正ノ件左ノ通相心得ヘシ

第一條ヲ左ノ通改ム

看守ヲ試驗ノ上採用スヘキモノトス但左ニ記載スル者ハ此ノ限

一 曾テ看守長看守副長又ハ陸海軍監獄看守長ノ職ヲ奉シタル

者

二 看守補助證書ヲ有スル者

三 陸海軍現役滿期下士以上ノ者

四 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ職時召集ヲ解除セラレ

下士適任證書ヲ有スル者

令法事獄



(年八廿治明)

廣告

出獄人保護會義捐金名簿

謹んで諸公の閣下に拜し不敬を顧みず唐突愛に懇願
仕度何卒聖意のありて静閑慈下謀りて彼處の刑餘を蒙
り度儀は明善會で静閑慈下謀りて彼處の刑餘を蒙
き者の保護を以て地方慈善家を設立し爾來四ヶ年を
過るに至る好果を得る恩惠を仰望促し爾來四ヶ年を
廣く諸方博愛の恩惠を仰望促し爾來四ヶ年を
地方の善事に止まらず初天龍の一派の害を去るに
も御賢慮奉仰候仰す初天龍の一派の害を去るに
あらしより今日に及ばず初天龍の一派の害を去るに
方計其修願の督務に及ばず初天龍の一派の害を去るに
會計官判事某氏ありて移某氏政官より洪水に及ばず
罪を計りて静閑慈下謀りて彼處の刑餘を蒙
忍びざるありて移某氏政官より洪水に及ばず
滋養を數年を以て公舎に手差を經て而驚し且去
贈れり數年を以て公舎に手差を經て而驚し且去
其旅寓を見る此後某氏満期に川村の職を失ひて
之に同族の氏と出獄前の上期を同族の職を失ひて
法に觸れ繁獄に及ぶの如きは別故に獄に入るに
が情を知實に他事人犯の想像し能はざるも彼の事あり
が情を知實に他事人犯の想像し能はざるも彼の事あり

大を説く頗る詳かなり明善之を聞き感然として其罪
を惡んで其人を惡まらず道義の上一人なり所謂法に
けざるを得ざるも特急なるも佛の教思惟し勤善
其良心を發せしむる最も如きは先づ佛の教思惟し勤善
會の果空しからんを期し悔悟の念を起しし佛の教思惟し勤善
す往然の良民たらんを期し悔悟の念を起しし佛の教思惟し勤善
す往然の良民たらんを期し悔悟の念を起しし佛の教思惟し勤善
盡さるる協力を得んことを以て推し考案の中
氏も亦終る所より然るを以て推し考案の中
をたりし終る所より然るを以て推し考案の中
必す外に營力なく將た勞を以て推し考案の中
せんとす營力なく將た勞を以て推し考案の中
か能はざる所より然るを以て推し考案の中
終に能はざる所より然るを以て推し考案の中
れたる本心は背却し迫りて所なきより其業を得ず
を組むに背却し迫りて所なきより其業を得ず
に組むに背却し迫りて所なきより其業を得ず
持不入正當の職を失ひて所なきより其業を得ず
不持不入正當の職を失ひて所なきより其業を得ず
中良徒再び會はざるを幸ひて所なきより其業を得ず
然る者皆自の己を以て所なきより其業を得ず
求らんと欲して己を以て所なきより其業を得ず
か求らんと欲して己を以て所なきより其業を得ず

して其良心を維持せしむるは則國家に益を加ふるなり
 り荷も國を愛ふるも愛國の衷情より出づらんや明
 善奮ひて此事に盡すも愛國の衷情より出づらんや明
 譽褒貶固より辭せず曾て一家の財産を擲山川の事
 業衣相食汲々として猶是及ばざるを恐るゝものは皆
 是國家に捧ぐるの精神に外ならず今や保護會の既
 に幾許の好成績を見る更に進んで擴張せんと欲し故
 神に廣く諸公博愛の恩恵を奉仰候冀くば明善が愛國
 情の幾分をして成さしめんと御賢慮を以て出獄人
 保護會社へ何分の御義捐を賜らんと悃祈の至に堪へ
 ず候敬具

明治二十一年三月創立す 金原明善
 金原氏の此の舉あるや小野田警保局長深く贊同の
 意を表せられたる所なり而して今又寄附人名中より
 局長は多額の金圓を寄せられたるを見る斯道に熱
 誠なる所あり金原氏が熱望をして空しくせしめ
 捐する所あり同氏の幸のみにはあらざるなり

吉井友實 山方久義 土本武揚 板郷武顯 西郷武顯 大松武顯 勝山武顯

金貳拾五圓 金貳拾五圓 金貳拾五圓 金貳拾五圓 金貳拾五圓 金貳拾五圓 金貳拾五圓

金貳拾五圓 金貳拾五圓

伊藤博文 品川彌太郎 渡邊謙吉 小渡利平 永富正平 川村銀子 西村良一 奈良原善吉 白根英太郎 小松多喜子 黒田貞義 花房義一 鹿島岩藏 小鹿正子 陸奥亮子 小林友元 野田元熙

發行兼編輯者 佐野 池田宗平 印刷所 東京並木活版所

明治廿八年十二月十五日發行 東京市牛込區若宮町十番地 大日本監獄協會事務所 東京市淺草區黒船町廿八番地 東京並木活版所